

龍谷大学 社会学部紀要

第 61 号

(50 音順)

論 文

皆年金の意義と高齢者・障害のある人の年金受給権保障 (3)

——2012 年年金改正法の違憲性—— 田 中 明 彦 (1)

研究ノート

〈不良少年〉の登場－新聞報道の変容をめぐって 山 本 哲 司 (24)

翻 訳

エミール・レーデラー, エミー・レーデラー・ザイトラー

『日本－ヨーロッパ』第3章 舟木 徹男・貫井 隆 (36)

2 0 2 2

龍谷大学社会学部学会

〈論 文〉

皆年金の意義と高齢者・障害のある人の 年金受給権保障（3）

——2012 年年金改正法の違憲性——

田 中 明 彦

要旨：本稿は、和歌山地方裁判所に提起された年金引下げ違憲訴訟について、皆年金保障および高齢者・障害のある人の年金受給権保障の観点から、原告らの年金額を減額した 2013 年年金減額改定処分・2014 年年金減額改定処分の直接的根拠となった 2012 年年金改正法および 2013 年政令・2014 年政令の違憲性・違法性を明らかにしたものである。本号では、国側が老齢基礎年金・障害基礎年金等の公的年金給付を減額しても最終的には生活保護があるので最低生活は保障される旨を主張していること、そして、堀木訴訟最高裁判決をはじめ、身体障害のある 4 人の原告が東京地裁に提訴した東京身体障害無年金訴訟の最高裁判決等が生活保護の存在を理由として、公的年金の最低生活保障としての性格を否定していることに対して、果たして、国側の主張や最高裁判決の判断は、公的年金の法的性格、社会保障の法体系、生活保護の現実の機能からして妥当なのかを検討し、公的年金が生活保護に優先する第一次的最低生活保障制度であることを明らかにした。

目 次

はじめに

I 高齢者の生活実態－貧困の拡大

- 1 相対的貧困率の高さ
- 2 高齢者世帯の所得状況－低い所得と高い低所得世帯の割合
- 3 高齢期における公的年金の重要な役割と老齢年金給付の水準－低い年金給付水準
- 4 貯蓄残高ゼロ世帯の割合の増加
- 5 高齢者の就業率・非正規雇用率の高さ
- 6 国民健康保険料の滞納世帯の多さと受診抑制による手遅れ死亡事件の発生
- 7 生活扶助基準の引下げとその影響
- 8 小括

II 障害のある人の生活実態－低い年金給付水準と低い賃金水準

- 1 障害のある人の保護基準による最低生活費
- 2 障害のある人の障害年金給付水準－低い年金給付水準と高い生活保護利用率
- 3 障害のある人の低い就業率・高い非正規雇用率・低い賃金
- 4 小括

(以上、『社会学部紀要』 第 59 号)

III 公的年金の性格・特徴と国民皆年金の意義

はじめに

- 1 公的年金の性格・特徴
- 2 国民年金法制定と国民皆年金政策
- 3 国民皆年金実現のための措置等
- 4 小括

(以上、『社会学部紀要』 第 60 号)

IV 社会保障の法体系における公的年金と生活保護との関係－公的年金による最低生活保障の意義

はじめに

- 1 公的年金の法的性格
- 2 社会保障の法体系における公的年金と生活保護との関係
- 3 生活保護の制度的欠陥と最後のセーフティ・ネットとしての機能を果たさない生活保護の実態
- 4 生活保護に優先する公的年金の最低生活保障としての性格

(以上、『社会学部紀要』 第 61 号)

V 1973 年の物価スライド制、1989 年の完全自動物価スライド制、1996 年度物価スライド特例法、2000 年度・2001 年度・2002 年度の各物価スラ

イド特例法の立法趣旨

はじめに

- 1 1973 年の物価スライド制の導入とその立法趣旨
- 2 1989 年の完全自動物価スライド制の立法趣旨
- 3 1996 年度物価スライド特例法の立法趣旨
- 4 2000 年度・2001 年度・2002 年度の各物価スライド特例法の立法趣旨

小括

- Ⅵ 2004 年年金改正法と 2000 年度・2001 年度・2002 年度・2003 年度・2004 年度の各年度物価スライド特例法による物価下落分の据置分に対する対応

はじめに

- 1 2000 年度・2001 年度・2002 年度・2003 年度・2004 年度の各物価スライド特例法による対応
- 2 2004 年年金改正法と 2000 年度・2001 年度・2002 年度の各物価スライド特例法による物価下落分の据置分に対する年金額の減額
- 3 2004 年改正法附則 7 条等による年金額引上げ措置と 2000 年度・2001 年度・2002 年度の各物価スライド特例法に基づく給付水準の段階的解消

小括

- Ⅶ 2012 年改正法の「特例水準」減額規定およびそれを受けた 2013 年政令の憲法適合性の検討

はじめに

- 1 2012 年改正法による「特例水準」減額規定の立法趣旨とその合理性の有無
- 2 老齢基礎年金・障害基礎年金の減額と憲法 25 条 1 項の適合性－憲法 25 条 1 項（生存権）違反
- 3 老齢厚生年金および老齢基礎年金の減額，障害厚生年金および障害基礎年金の減額と憲法 25 条 2 項の適合性－憲法 25 条 2 項の向上・増進義務違反
- 4 2013 年・2014 年政令の憲法 25 条 1 項および憲法 25 条 2 項の適合性－憲法 25 条 1 項・2 項違反

おわりに

Ⅳ 社会保障の法体系における 公的年金と生活保護との関係 －公的年金による最低生活保障の意義

はじめに

本稿は，和歌山地方裁判所に提起された年金引下げ違憲訴訟（以下，「和歌山年金引下げ違憲訴訟」という）について，皆年金保障および高齢者・障害のある人の年金受給権保障の観点から，原告らの年金額を減額した 2013 年年金減額改定処分・2014 年年金減額改定処分の直接的根拠となった 2012 年年金改正法⁽¹⁾および 2013 年政令⁽²⁾・2014 年政令⁽³⁾の違憲性・違法性を明らかにすることを目的とするものである。

2012 年年金改正法とは，1999 年から 2001 年にかけての消費者物価指数による物価の下落に対して，政府は景気対策と高齢者の厳しい生活実態への対応として，2000 年度～2002 年度について各前年度の年金額に据え置くことを内容とする各年度の物価スライド特例法を成立させたにもかかわらず，10 年以上経った 2012 年になって，2000 年度～2002 年度各物価スライド特例法による据え置き分を「特例水準」と政府が称して，2013 年から 3 年間で年金額を段階的に 2.5% 引き下げる内容を旨として成立させた法律である。

和歌山年金引下げ違憲訴訟とは，2012 年年金改正法にもとづき厚生労働大臣が行った年金減額決定に対して，和歌山県在住の老齢基礎年金・障害基礎年金の受給者 103 人（1 人取り下げ）が，2012 年年金改正法が違憲・違法であり，同法および 2013 年政令・2014 年政令にもとづく年金減額処分が違法・無効であるとして，本来の年金額との差額の支給を求めるとともに国家賠償を請求する訴訟を提起したものである。

『龍谷大学社会学部紀要』59 号（1～14 頁）では，和歌山年金引下げ違憲訴訟について，2012 年年金改正法および 2013 年政令・2014 年政令に対する合憲性・適法性の審査にあたっては，高齢者・障害のある人の生活実態をふまえて厳格になされなければならないとの観点から，貧困が拡大している高齢者の厳しい生活実態，障害のある人の低い障害年金給付額・高い非正規雇用率・低い

賃金という実態を明らかにした。

前号『龍谷大学社会学部紀要』60号(38～56頁)では、皆年金保障の観点から、まず、公的年金の性格・特徴について、公的年金と生存権保障との関係、生存権保障義務の具体化としての特徴を検討し、次に、国民年金法と国民皆年金政策と関係について、国民年金法制定の背景・国民皆年金の趣旨・被保険者の範囲・国民年金の給付水準を対象として分析を加えたうえで、国民皆年金を実現するために採用されたさまざまな国民年金法上の措置等について言及した。

本号⁽⁴⁾は、国側が老齢基礎年金・障害基礎年金等の公的年金給付を減額しても最終的には生活保護があるので最低生活は保障される旨を主張していること、そして、堀木訴訟最高裁判決(最判大昭57・7・7民集36巻7号1235頁)⁽⁵⁾をはじめ、身体障害のある4人の原告が東京地裁に提訴した東京身体障害無年金訴訟の最高裁判決(最判平19・9・28民集61巻6号2345号)⁽⁶⁾等が生活保護の存在を理由として、公的年金の最低生活保障としての性格を否定していることに対して、果たして、国側の主張や最高裁判決の判断は、公的年金の法的性格、社会保障の法体系、生活保護の現実の機能からして妥当なのかを検討するものである。以下、公的年金給付(国民年金給付・厚生年金給付)の法的性格、社会保障の法体系における公的年金と生活保護との関係、生活保護の制度的欠陥、最後のセーフティ・ネットとして位置づけられる生活保護の実際の機能、生活保護に優先する公的年金の最低生活保障としての性格について検討することとする。

1 公的年金給付の法的性格

まず、①国民年金法による老齢基礎年金・障害基礎年金、②厚生年金保険法による老齢厚生年金・障害厚生年金という公的年金給付の法的性格について、最低生活保障との関係について検討する。

(1) 国民年金給付の法的性格－最低生活保障(生存権保障)

国民年金法は、第Ⅲ章で検討したとおり、生存権を具体化した立法である。さらに以下では、国

民年金法による年金給付について、その法的性格を検討する。

①1985年年金法改正前の拠出制年金

1985年年金法改正前の拠出制年金は、第Ⅲ章で検討したように最低生活保障を強く意識して、生活保護の4級地の生活扶助基準および高齢者の消費支出を算定基礎として給付水準が設定されている。また、拠出制年金は、期間比例の定額制が採用されている。この定額制＝均一制は「国民にあまねく均一額を保障しようとしたものであるが、ペバリッジ構想にも示されているように、その均一額とは無理念ななんらかの一定額ではなく、それのみによって最低生活は確保しうる額、あるいはそれ以下には下りえない生活の最低限を保障する額、いわゆるナショナル・ミニマムの確保を理念とするものととらえられる」⁽⁷⁾ものである。すなわち、拠出制年金は、最低生活保障としての法的性格を有する。

②1985年年金法改正後の老齢基礎年金

次に老齢基礎年金の法的性格について検討する。

基礎年金の水準として5万円(1984年価格)という額が設定されたが、その額は、①全国消費実態調査等に基づく高齢者消費支出⁽⁸⁾、②生活扶助基準、③保険料負担との関係を考慮した上での40年間で5万円という政策決定にもとづくものであるとされている⁽⁹⁾。

具体的には、1984年12月13日の衆議院社会労働委員会で、吉原健二年金局長から次のように説明されている⁽¹⁰⁾。

第一に、「六十五歳の単身者の老人の方の月々の生活費が……消費支出額で調べた場合に一体どのくらいになっているだろうかというのを、全国の消費実態調査……をもとにして調べてみたわけでございます。それによりますと、五十四年の数字でございますが、六十五歳以上の単身者の方の消費支出額が月額にいたしまして約七万二千元でございますが、そのうちの雑費を除いた主な支出項目、基本的な支出項目、食料費でありますとか、住居費でありますとか、光熱費でありますとか、被服費、そういった基本的な支出項目に充てられているお金が、七万二千五百円の中から約三

万二千円程度除いたものがそういった額になっているわけでございまして、それに五十四年から五十九年までの物価の上昇等を勘案をいたしまして、大体五万円という金額を考えた」とする。

第二に、「生活保護の水準といたしまして、一体老人の単身者世帯の生活扶助の基準がどのくらいだろうかということももとにしたわけですが、この生活扶助の基準、……大体、単身者一人、それから老人夫婦の場合の二分の一相当額、そういったものも五万円前後の金額になっておりますので、そういったものも十分見て五万円という金額に基礎年金の水準を決めた」とする。

第三に、「保険料負担との関連というものを考えないわけにはまいりません。現在の保険料負担そのままですと、将来は一万九千円にもなる、……そういった将来の保険料負担というものを、被保険者の方々が十分負担できるという範囲内におさめるということも考え合わせまして、四十年で月額五万円という基礎年金の額を決めたわけでございます」とする。なお、1985年法改正前は1984年価格で25年間拠出で月額約5万円（4万8050円）であった老齢給付の水準が改正後は40年間拠出で月額5万円と引き下げられている。

基礎年金の水準は、「老後の生活の基礎的部分を保障するような水準」⁽¹¹⁾をその基本的な考えにしている。その「老後の生活の基礎的部分」の意味が問題となる。国会審議における政府委員の答弁によると、基礎年金の水準が完全に生活保護基準以上でなければならないという考えは採用されていないが⁽¹²⁾、おおむね単身高齢者の中級地の生活扶助基準額に「見合う額」とされていること⁽¹³⁾、国民年金法が生存権の具体化立法であることからすれば、「老後の生活の基礎的部分」水準は、「健康で文化的な最低限度の生活」水準であると解釈することができ、また、そのように解釈すべきであると考えられる。基礎年金の水準の根拠が、生活保護基準および全国消費実態調査等にもとづく高齢者の消費支出に依拠していることから、基礎水準の水準には最低生活保障の趣旨が打ち出されたといえる⁽¹⁴⁾。確かに、1985年年金法改正前の国民年金法上の給付も、同じく生活扶助基準および高齢者の消費支出を算定基礎としているが、

そこでの生活扶助基準は4級地であり、生活扶助基準のうち家計内の共通費分が控除されていること、さらに、1985年の改正により導入された基礎年金が算定根拠とした生活扶助基準は2級地に引き上げられており、基礎年金そのものは国民年金の適用を拡大し、すべての者に適用する年金の基底的制度であるという点で、改正前の国民年金法上の給付以上に、ナショナル・ミニマム保障（最低生活保障）としての性格が強いといえよう。

ただし、①保護基準については、1983年度当時⁽¹⁵⁾において生活扶助利用者の73.4%が住宅扶助を受給している⁽¹⁶⁾にもかかわらず、そしてもう一つの算定基礎である高齢者の基礎的な支出項目に住居費が含まれているにもかかわらず、生活扶助基準のみが考慮され、住宅扶助基準が含まなかったこと⁽¹⁷⁾、②高齢者の消費支出の「基礎的部分」とされた範囲から、「健康で文化的な最低生活」の範囲に含まれるべきである「教養娯楽費、交通通信費、保健医療費、交際費」が雑費とされて、除外されたことから⁽¹⁸⁾、実際の基礎年金水準が5万円（1984年価格）とされ、具体的に各人に適用される保護基準を下回る水準にとどめられたのである。しかし、その基礎年金水準の趣旨および法規範的水準は、あくまで「健康で文化的な最低生活」を維持し得る水準であるというべきである。それゆえ、基礎年金は、現実の水準に問題があるものの、「健康で文化的な最低生活」保障を目的としていると解すべきである。基礎年金は、最低生活保障制度であり、ミーンズ・テスト（資力調査）を伴う公的扶助方式ではなく、ミーンズ・テストを伴わない年金という形式ですべての者に最低生活を保障したものといえよう⁽¹⁹⁾。基礎年金は、まさに憲法25条1項の生存権を具体化したものである。

③1985年年金法改正後の障害基礎年金

1985年年金法改正で制度化された障害基礎年金は、まったくの定額制であり、障害等級2級の障害基礎年金は40年間保険料を納付した満額の老齢基礎年金と同額である。このことは、1985年の法改正前の拠出制障害年金が老齢年金の思想上の最低基準額を最低保障額とし、必ずこれ以上の額を保障することとした制度設計が採用されて

ことに由来している⁽²⁰⁾。

また、障害基礎年金は、1年以上の保険料納付要件（被保険者期間要件）を課していた拠出制障害年金の保険料納付要件（被保険者期間要件）を撤廃し、初診日前に3分の1以上の保険料の滞納がないこととしたのである⁽²¹⁾。とくに、障害基礎年金は、障害の原因となった傷病が誕生日直後のときは、保険料拠出を不要とする⁽²²⁾など、保険原理を大幅に緩和している。すなわち、加入直後に生じた傷病にもとづく障害については、まったく保険料を納付することなく、障害基礎年金が支給されるのである。

さらに、障害基礎年金については、「完全参加と平等」をスローガンとした1981年の国連・国際障害者年、国連・障害者の10年（1983年～1992年）の影響を受け⁽²³⁾、国連・障害者の10年の最中、1985年の法改正により導入されている。この1985年の法改正は「障害年金の改善」を改正の大きな柱の一つに位置づけていたのである⁽²⁴⁾。この場合は、まさに社会手当としての性格をもつ。しかも、この場合には、同じ社会手当である「20前障害の障害基礎年金」とは異なり、所得制限なしに、「社会保険としての障害基礎年金」が支給されるのである。

国際障害者年の基礎となった国連文書に、1975年12月に第30回国連総会で採択された障害のある人に対する人権保障に関する基本文書というべき「障害者の権利宣言」がある。同権利宣言第3項は「障害者は、その人間としての尊厳が尊重される生まれながらの権利を有している。障害者は、その障害の原因、特質及び程度にかかわらず、同年齢の市民と同等の基本的権利を有する」としたうえで、「このことは、まず第一に、可能な限り通常のかつ十分満たされた相当の生活（a decent life, as normal and full as possible）を送ることができる権利を意味する」と定めている。この規定を法的にみると、障害のある人は、生存権が守られることで、障害のない人との平等を回復する旨を定めたものと解される⁽²⁵⁾。このような平等回復のための生存権保障は、障害をもつことによってこうむる不利益・負担をカバーするための方策を講じることと言い換えことができる⁽²⁶⁾。

まさにその方策が障害基礎年金である。それゆえ、障害ゆえに生じた不利益・負担を是正するための障害基礎年金は、まさに障害のある人にとって、固有の権利として位置づけられるのである。

以上のことから、障害基礎年金は老齢基礎年金以上に最低生活保障としての性格が強度であるといえる。

なお、障害等級1級の障害基礎年金は、2級の25%増しの金額である。その根拠は、「介護費用的な上乗せを行う」⁽²⁷⁾という趣旨である⁽²⁸⁾。ただし、その金額については、障害による固有の出費（特別の出費）、社会参加に要する費用保障という観点からは不十分だといえる。また、障害等級2級の障害基礎年金については、40年間保険料を納付した満額の老齢基礎年金と同額とされ、障害による固有の出費（特別の出費）分は何ら保障されていない。ちなみに、厚生省国際障害者年推進本部内におかれた「障害者生活保障問題専門家会議」は、1983年7月28日に出した「障害者生活保障問題専門家会議報告書」において、「障害者の所得保障は、障害により失われた稼得能力の補てんと重度の障害により特に要する費用の補てんの双方の観点を踏まえて行われる必要がある」としていたにもかかわらずである。

(2) 厚生年金給付の法的性格－従前の生活水準維持保障

ここでは、1985年年金法改正（法34）以後の厚生年金保険法を取り上げることとする。

①老齢厚生年金

厚生年金保険法は、老齢厚生年金の年金額について、平均標準報酬額に一定の乗率（1000分の5.481）を乗じたものに、被保険者期間を乗じるという計算式によって計算することを定めている（43条）。

以上の厚生年金の年金額の計算式から明らかに、厚生年金金は、年金給付額が就労時の賃金額と連動する所得比例拠出制を採用している。この「所得比例制所得保障は、各人の所得能力に応じて拠出し、その所得水準に見あった給付をなすものであり、そこに見いだされる指導原理としての生活保障原理は、生活障害発生前の生活水準の維持、"Principle of Maintaining the Previous Stan-

dard of Living” ととらえられる」⁽²⁹⁾ものである。

すなわち、1階部分の基礎年金給付額を含めた厚生年金給付は、保険事故発生前の最低生活水準を上回る従前の生活水準維持の保障を目的としているのであり⁽³⁰⁾、従前の生活水準維持保障としての法的性格を有するものである。厚生年金給付は、まさに、憲法25条2項の国の社会保障向上・増進義務を具体化したものである。

②障害厚生年金

障害厚生年金は、被保険者月数が300月に満たない場合は、300月加入したとして見なして年金額を計算する最低保障額があること（厚生年金保険法50条1項）から、老齢厚生年金以上に憲法25条1項の生存権、同条2項の国の社会保障向上増進義務を具体化した制度である。すなわち、最低生活保障はもちろんのこと、それを上回る従前の生活水準維持保障としての法的性格をもつものである。

(3) 小括

以上、検討したとおり、1985年年金法改正前の拠出制年金、1985年年金法改正後の老齢基礎年金・障害基礎年金は最低生活保障としての性格を有するものである。また、老齢厚生年金・障害厚生年金は、最低生活保障はもちろんのこと、それを上回る従前の生活水準維持保障としての性格をもつものである。

2 社会保障の法体系における公的年金と生活保護との関係

(1) ベヴァリッジ報告における社会保障の法体系

社会保障の法体系における社会保険としての公的年金と公的扶助としての生活保護との関係を検討する。日本を含む各国の社会保障創設・社会保障の法体系に影響を与えた⁽³¹⁾ものとして、1942年に出されたイギリスのベヴァリッジ報告がある。正式名称は「社会保険および関連サービス」(Social Insurance and Allied Services)である。ベヴァリッジ報告は、「戦後の民主主義国家の社会保障のあるべき体系と原則を、理論的、整合的に提示したものだと言える」⁽³²⁾ものである。また、「社会保障制度がまだはっきりとした形で成立していなかった時代に、社会保障制度の体系を関連

する制度との関係も示しつつ明らかにし、社会保障とは何かを示し、その後の社会保障の発展の基礎を提示できたことの意義は大きいであろう」⁽³³⁾と評価されるものである。

ベヴァリッジ報告は、「社会保障計画の中心的な制度は、稼得能力の中断および喪失に対処し、また出産、結婚または死亡による特別の出費に対処するための社会保険である」⁽³⁴⁾とする。そして、「最低生活の定額給付、定額保険料、行政責任の統一、適正な給付、対象の包括性、および被保険者の分類」という6つの基本原則を示したうえで、「社会保障計画は、このような原則を基礎とし、かつ国民扶助と任意保険を補足的手段として組み合わせ、いかなる状況の下でも欠乏が避けられるようにすることを目的」⁽³⁵⁾としたのである。

なお、ベヴァリッジ報告でいう「社会保障」は、日本でいう「所得保障」のことである。すなわち、「失業、疾病あるいは災害によって稼得が中断された場合にこれに代わって所得を維持し、老齢による退職や本人以外の者の死亡による扶養の喪失に給付を行い、出産、死亡、結婚などに伴う特別の出費を賄い、そうすることで所得を保障することを意味」するものであり、「第一義的には、社会保障は最低限度までの所得の保障を意味する」⁽³⁶⁾ものである。そのため、ベヴァリッジ報告は、社会保障の前提として、児童手当、「疾病の予防と治療ならびに労働能力の回復を目的とした、社会の構成員全員が利用できる包括的な保健およびリハビリテーション・サービス」、雇用維持、すなわち、大量失業の回避」という3つの前提を置き、この3つの「前提がなければ、満足のいく社会保障計画を策定することができない」⁽³⁷⁾としたのである。これらの3つの前提にもとづいて、ベヴァリッジ報告における社会保障計画は3つの異なった方法で行われるとされているのである。すなわち、「基本的なニーズに対する社会保険、特別なケースに対する国民扶助、基本的な給付に対する付加としての任意保険の3つである」⁽³⁸⁾。そして、「社会保険は所得保障の主要な手段であり、またそうあるべきである」⁽³⁹⁾とする。ただし、「社会保険がその唯一の手段という訳ではない。社会保険は国民扶助と任意保険の両

者によって補完される必要がある」⁽⁴⁰⁾とした。「国民扶助」とは、「請求時に困窮していることが証明された場合に国庫より支払われる現金給付で、……社会保険を補足するものとして欠くことができない」⁽⁴¹⁾ものとされている。すなわち、公的扶助のことである。

「適正な給付」原則とは、「給付がその額および支払期間に関して適正であるということである。提案されている定額給付は、普通の状態であれば誰もが、他の収入がなくてもその額だけで生存に必要な最低限の所得が維持できるように定められている」⁽⁴²⁾というものである。

社会保険の目的は、「生存に必要な最低限度の所得を保障すること」⁽⁴³⁾であるとされている。その給付額は、「中立的な立場をとる専門家によって示された最低生活に必要なニーズを考慮した上で、1938年の物価水準の下で、普通の状態の者が生存するのに十分な1週当たりの所得額を決定し」「ついで、これらを基に、生計費が1938年から約25%上昇する場合に相応する額を計算した」⁽⁴⁴⁾ものである。「こうして得た給付額、年金額、一時金額」が「戦後の暫定額」⁽⁴⁵⁾として示されたのである。

社会保険に対する国民扶助による補足の必要性については、「困窮する個人に資力調査を条件として国が直接的に扶助を与えることを完全にやめることはできない。保険制度がいかに包括的なものであっても、病弱な体のためにまったく保険料を払えなかった者や保険の網の目から漏れ落ちる者がいるであろう」⁽⁴⁶⁾ことをあげている。

以上のように、ベヴァリッジ報告は、原則として公的年金を含む社会保険でナショナル・ミニマム（全国民に対する最低生活）を保障し、社会保険料を拠出できなかった等の例外的な場合に、公的扶助である国民扶助で補足するという体系を示したのである。

なお、戦後、イギリスにおいて労働党政権がベヴァリッジ報告を具体化するために、1945年に家族手当法、1946年に国民保険法・国民保険（労働災害）法、ナショナルヘルス（国民保健）サービス法、1948年に国民扶助法を制定したのである。

(2) 社会保障制度審議会「50年勧告」における社会保障の法体系

以上のベヴァリッジ報告の影響を直接受けたものが、国会・内閣総理大臣に対して社会保障の企画・政策決定・法律制定についての勧告権を有する社会保障制度審議会が1950年に吉田茂内閣総理大臣に勧告した「社会保障制度に関する勧告」、いわゆる50年勧告である。

50年勧告は、まず、憲法25条の理念を踏まえ、社会保障制度について、「疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老齢、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険的方法又は直接公の負担において経済保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては、国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もってすべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすることをいう」と定義づけを行った。つまり、社会保険・社会手当による経済保障、公的扶助による最低生活保障、公衆衛生、社会福祉という制度によって健康で文化的な生活を保障するものという定義である。

そのうえで、「このような生活保障の責任は国家にある」として社会保障における国家責任を明確にした。社会保障制度は、「すべての国民を対象とし、公平と機会均等とを原則としなくてはならぬ」と全国民を対象とすることを明らかにしたうえで、「これは健康と文化的な生活水準を維持する程度のものたらしめなければならない」として社会保障の水準を示したのである。

以上を踏まえ、50年勧告は、「社会保障の中心をなすものは自らをしてそれに必要な経費を醸出せしめるところの社会保険制度でなければならない」として、ベヴァリッジ報告と同様に社会保障の中心は社会保険であることを明確に提示した。そのうえで、「わが国社会の実情とくに戦後の特殊事情の下においては、救済し得ない困窮者は不幸にして決して少くない」との現状を示し、「これらに対しても、国家は直接彼等を扶助しその最低限度の生活を保障しなければならない」として公的扶助による社会保険制度への補完という体系を示した。そして、「いうまでもなく、これは国

民の生活を保障する最後の施策であるから、社会保険制度の拡充に従ってこの扶助制度は補完的制度としての機能を持たしむべきである」として、公的扶助制度があくまで最後のセーフティ・ネットであり、社会保険制度の補完的制度であって、社会保険制度の拡充によってその範囲が縮小されることを強調したのである。とりわけ、社会保険により最低生活保障ができないという戦後の特殊事情ゆえに、公的扶助が最低生活保障の補完的役割を果たすべきこと、今後は社会保険を拡充し、公的扶助の役割を縮小すべきとしていることが注目される。

公的年金については、被用者年金制度についてであるが、「年金額は最低生活の保障を建前とするところからこれを定額制とし扶養家族をもつものについては扶養加算を行う。尤も長年勤務の被用者については年数加算を行い、幾分でも報酬に比例した生活保障に近づけたものとした」とした。すなわち、被用者年金は少なくとも最低生活保障を目的とするものであり、また、それにとどまらず、年数加算をすることにより、最低生活を上回る報酬に比例した生活水準を保障するものとしたのである。

50年勤告を受け、日本の社会保障制度が整備され、現在に至っている。

(3) 公的扶助の補完性を明示した生活保護法の補足性の原理規定

以上のような公的年金を含む社会保険で最低生活を保障し、例外的な場合に公的扶助で補完するという社会保障の法体系を明文で定めたものが、生活保護法4条の補足性の原理規定である。生活保護法は4条1項において「その他あらゆるもの」の活用＝他法他施策活用を規定している。この規定は、最低生活は、まずは生活保護法以外の他法他施策によってなされるべきであり、それでもなお最低生活を維持できない場合に初めて生活保護が適用されるという生活保護の補完性・補足性を定めたものである⁽⁴⁷⁾。これは、まさに第一義的には、生活保護制度以外の社会保障制度、すなわち所得保障でいえば、まずは公的年金・社会手当によって最低生活を保障することに他ならないのである。生活保護が最後のセーフティネット

と言われる所以である。

最低生活保障において公的年金が生活保護に優先することについては、福祉年金が創設された際の議論および生活保護制度に老齢加算制度が創設された経緯からも明らかである。

すなわち、「拠出制の網の目から洩れる者は、公的扶助で救済すればよいという考え方もあるが、公的扶助の制度は本質的に事後的な救済を目的とする制度であって、受給者の収入額によって扶助支給額が調整され、全体として収入水準は最低生活水準に釘付けされるという欠陥をもっている」⁽⁴⁸⁾ことを理由に、生活保護法によって生活扶助を受けている者にも実質的に福祉年金が支給されるように生活保護制度に老齢加算制度が新設され、さらに身体障害者加算および母子加算の加算額が福祉年金なみに増額されたのである⁽⁴⁹⁾。

国民年金法は、第1条の目的規定で「健全な国民生活の維持及び向上」を定めており、最低生活保障はもちろんのこと、最低生活保障水準を向上されることをも目的としているといえるのである。

(4) 政策・制度の実体面における生活保護の補足的地位

また、国民皆年金政策が実現して60年以上が経過した現在では、政策・制度実態・人々の規範意識は、生活保護から年金をはじめとする他制度へ比重を移しているのである。

厚生労働省「平成26年国民生活基礎調査の概況」(2015年7月2日)によると、全世帯の所得の21.0%を公的年金・恩給が占めているのである。

同「平成24年国民生活基礎調査の概況」(2013年7月4日)によると、高齢者世帯の96.1%が公的年金・恩給を受給し、高齢者世帯の所得の69.1%を公的年金・恩給が占めている。同「平成26年国民生活基礎調査の概況」によると、高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合が100%の世帯は56.7%に及んでいる。なお、公的年金・恩給の総所得に占める割合が80～100%未満の世帯が11.4%であるので、100%の世帯の56.7%を加えた80%以上の世帯は68.1%にもなる。厚生労働省雇用機会均等局・児童家

庭局「平成 24 年度母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況」(2013 年 12 月 27 日)によると、母子世帯の所得の 20.1% を公的年金・恩給が占めている。さらに、内閣府「平成 19 年度障害者施策総合調査」(2008 年 3 月)によると、「障害者の主な生計」は、年金 54.9% に対して生活保護は 4.7% に過ぎないのである。

先にみたとおり、厚生労働省は、「平成 25 年版厚生年金保険・国民年金事業年報結果の概要」において「公的年金が老後の生活保障において重要な役割を果たしていることが伺える」と、高齢期における公的年金の役割を高く評価しているほどである。

財政・予算規模を比較しても、社会保障全体に占める年金の比重の大きさは一目瞭然である⁽⁵⁰⁾。国立社会保障・人口問題研究所「平成 21 年度社会保障給付費」(2011 年 10 月)における 2009 年度の「制度別社会保障給付費」を見ると、「年金保険」給付費は 50 兆 4058 億 5400 円に対して、近年増加傾向にある「生活保護」給付費は 3 兆 71 億 8900 万円にすぎない。「年金保険」給付費は「生活保護」給付費の 16.8 倍にも及んでいるのである。「制度別社会保障給付費」の総額に占める割合では、「年金保険」給付費は 50.5% と半数を占めるのに対して、「生活保護」給付費はわずか 3.0% にすぎないのである。

このように制度の実体面でも生活保護はあくまで補足的位置におかれている。所得保障の中心として公的年金が位置づけられるのである。

3 生活保護の制度的欠陥と最後のセーフティ・ネットとしての機能を果たさない生活保護の実態

(1) 生活保護の制度的欠陥

①人権保障としての生活保護法の保障手続き・保障方法に関する致命的欠陥

生活保護法は、保障手続き・保障方法に致命的欠陥があり、その保障手続き・保障方法は、現代の最低生活保障の規範内容(憲法 13 条の「個人の尊重」=「人間の尊厳」⁽⁵¹⁾、25 条 1 項の「文化的」側面、同条 2 項の保障方法についての向上・増進義務)に反するというべきである。現在、最低生活

保障の問題は、水準のみならず、平等や自己決定の問題をとおして保障内容、手続・方法が問われるレベルにまで達しているのである⁽⁵²⁾。

生活保護の保障内容、手続・方法に関する生活保護の致命的欠陥として以下のことがあげられる。資産・能力の活用(生活保護法 4 条 1 項)にもとづく資産調査とその保有制限・売却指導および就労指導、扶養義務者による扶養の優先(4 条 2 項)にもとづく扶養調査、収入認定のための調査(8 条 1 項)、指導・指示(27 条)、申請書への「要保護者の資産及び収入の状況(生業若しくは就労又は求職の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む)」の記載(24 条 1 項 4 号)、知れたる扶養義務者が扶養を履行しない場合における保護実施機関による扶養義務者への通知(24 条 8 項)、要保護者・扶養義務者に対する報告の請求・立ち入り調査・検診命令(28 条 1 項・2 項・5 項)、官公署等に対する資料提供の請求および銀行・信託会社・要保護者の雇用主その他の関係人に対する報告の請求(29 条 1 項)、官公署等による情報提供(29 条 2 項)、被保護者の勤労・健康保持および増進・支出の節約等の生活上の義務(60 条)、被保護者の届出の義務(61 条)、被保護者の指示等に従う義務(62 条)等である。

②保護利用者に対する情民観とそれにもとづく保護行政

そのため、生活保護法施行(1950 年 5 月 4 日)後、半世紀以上が経過しても、保護利用者に対する情民観、保護利用を恥とする意識は、国民・行政の中からなくなっていないのである⁽⁵³⁾。

2013 年 4 月 1 日には、兵庫県小野市の「小野福祉給付制度適正化条例(条例 3 号)」が施行されている。その内容は、パチンコ・競輪場・競馬場で生活保護の利用者、児童扶養手当の受給者等を発見した場合に、速やかに小野市または小野市の民生委員にその情報を提供するという、生活保護利用者等を監視するものである。

2015 年 10 月には、大分県別府市職員 35 人が、10 月の計 5 日間に、同市内の 13 のパチンコ店と市営別府競輪場を巡回し、生活保護利用者 25 人を見つけて市役所に 1 人ずつ呼び出し、それらの

場所に行かないよう注意し、さらに調査した5日間で再び見つけた同じ生活保護利用者については、1か月分支給額の大半を支給停止する処分を行っていることが新聞報道により明らかになっている⁽⁵⁴⁾。なお、同朝日新聞の記事によると、調査は少なくとも1998年度には始めており、年1回調べているという。そのうえで、同記事は、「厚生省保護課は『生活保護法に遊興費の支出を禁じる直接の規定はなく、調査は適切ではない』と指摘。支給の一部を止めることについても、『やりすぎではないか』としている」という厚生労働省保護課の問題点を指摘するコメントを紹介した。

また、朝日新聞社が、別府を除く大分県内の13市と4町村の生活保護業務を担当する県の各保健所に聞いたところ、中津市と豊後高田市が、パチンコ店などを定期的に見回って調べていると回答した⁽⁵⁵⁾。中津市は月1回程度、パチンコ店や競輪・競馬の場外券売りの計10か所ほどを見て回り、豊後高田市も月1回、市内の4店のパチンコ店を調査している。中津市はパチンコ店などにいるのを3回以上見つけた生活保護利用者に対して、生活保護費を1か月間減額し、2015年度は4人減額したとのことである。臼杵、竹田、杵築の3市は不定期に調査を実施しており、臼杵市は不定期ながら「年平均で月1回程度」、杵築は「2〜3カ月から半年に1回ほど」、竹田市は「年1〜2回」だったとのことである。

2017年1月17日付け「読売新聞（東京夕刊）」の記事をきっかけに、神奈川県小田原市の生活保護担当部署の職員が「保護なめんな」「不正を罰する」などと、生活保護利用者を威圧する趣旨の言葉がプリントされたジャンパーを着て、保護利用世帯を訪問しているという事件が表面化している⁽⁵⁶⁾。ジャンパーの背面には、「生活・保護・悪撲滅・チーム」を意味する「SHAT」という文字が大きくプリントされ、「我々は正義だ」「不当な利益を得るために我々をだまそうとするならば、あえて言おう。クズである」などの意味の英語の文章が書かれていた。また、同部署では、「SHAT」というロゴをあしらったポロシャツ・フリース・マグカップ・マウスパッド・携帯スト

ラップ・ボールペン等までもが作成され、使用されていた。「ジャンパーは10年前に作られ、これまでに64人が購入し、現職33人のうち28人が持っていた」こと、「10年の長きにわたって、誰からも問題が指摘されることなく脈々と引き継がれてきて、現在も職員のほとんどが所有していること」をふまえ、生活保護問題対策全国会議事務局長の小久保哲郎弁護士は「これは一部の職員の問題行動ではなく、小田原市の保護担当部署が抱える組織的構造的な問題」であり、「実はそれは、全国の福祉事務所に共通する問題」あるとしている⁽⁵⁷⁾。

③年金と生活保護との関係で生活保護の制度的問題点を認めた判決の存在

なお、生活保護ではなく年金の併給による最低生活保障を求めた宮岸訴訟東京地裁判決（東京地判平9・2・27『判例時報』1607号30頁）は、生活保護制度について「補足性を前提とする要保護性の調査・確認のために個人の尊厳、自律性を害するおそれが常に存在する」⁽⁵⁸⁾と制度のもつ不可避的な問題点を認めているほどである。

また、同判決は、以下のとおり、保護申請を抑制する保護行政の問題点を指摘して、「現在の生活保護行政下では資産調査が必要以上に厳格に行われすぎているとの指摘がつとにされていること、右調査の萎縮的効果により要保護者の申請自体が困難となるとして、これを福祉事務所による『水際作戦』と称して批判する向きもあることが認められる」としたうえで、「補足性を前提とする要保護性の調査が個人の尊厳を侵害し、あるいは保護の必要ある者から保護の機会を奪うような結果とならないように」保護行政の運用改善を求めたのである。

さらに、東京学生障害無年金訴訟東京地裁判決が生活保護と公的年金の関係について「生活保護制度は、年金制度とは全く異なった趣旨から厳格な要件の下に給付を認めるものであるから、これをもって同等の救済と評価することはできない」（東京地判平16・3・24民集61巻6号2389頁）と明確に判断しているところである。

(2) 最後のセーフティ・ネットとしての機能を果たさない生活保護の実態

①「適正化」という名のもとでの生活保護の締め付け—餓死・自殺を生む保護行政

(a) 123号通知,「水際作戦」による申請権の侵害

生活保護の運用に目を向けると、「適正化」という名の下で生活保護の運用の締め付けが行われ、本来、生活保護を受けられる人が生活保護から排除され、餓死者・自殺者をも生んでいる。単なる運用の問題といえるレベルを超えた制度の機能不全を起こしているのである。

すなわち、生活保護は、最終的な最低生活保障制度=最後のセーフティネットであるが、現実問題として、最低生活に満たないすべての人々に対して適用されているとは、到底いえない現状がある。生活保護行政の歴史を振り返れば、それは、制度締め付けの歴史である。生活保護の利用には、徹底した資産調査・親族への扶養調査が行われ、洗いざらい私生活を調べあげられ、自らの尊厳を振り捨てなければ、とうてい利用不可能な現実がある。とりわけ、1981年11月に厚生省から「生活保護の適正実施の推進について」(社保123号)と題する通知(いわゆる123号通知)が出されてから、一層、生活保護の利用抑制、締め付けが強化されている。

123号通知は、新規申請の場合、書面に資産の保有状況や収入状況について種類ごとに「克明」に記入し、かつ「記入内容が事実に相違ない旨附記し署名捺印した書面」、「保護の実施機関が行う資産の保有状況に関する関係先照会に同意する旨を記し署名捺印した書面」、「記入内容を証明するに足る資料」および「保護の実施機関が行う収入状況に関する関係先照会に同意する旨を記し署名捺印した書面」をそれぞれ提出することを命じている。さらに、これらの書類の提出がなければ、生活保護法28条により申請の却下を検討すべきとしていた⁽⁵⁹⁾。そして「記入内容が事実に相違ない旨の署名捺印」を求めることは、後日、申請内容に事実と相違する点が判明した場合に「不正受給」として「法第85条又は刑法の規定(246条「詐欺罪」—引用者)に係る告発について検討

すること」に連動しており、複雑な書面作成要求ともあいまって申請意思を萎縮させるおそれが十分にある⁽⁶⁰⁾。

福祉事務所の窓口では、生活保護法上、保護の手続きは申請から始まる(7条(申請保護の原則))にもかかわらず、申請を一度で受理せず、往々にして生活保護法に規定のない「相談」として扱い、申請権を侵害している実態がある(いわゆる「水際作戦」)⁽⁶¹⁾。

日本弁護士連合会が2006年に全国で実施した生活保護相談の結果では、福祉事務所で保護を受けられなかった180例の66%は親族からの援助を強要するなど窓口対応が違法だった疑いが強いことが明らかになっている⁽⁶²⁾。

2007年に全国青年司法書士協議会が弁護士団体と実施した生活保護に関する全国一斉相談では、福祉事務所の窓口を訪ねながら保護を受けられなかった289件について収入や資産の分析がなされ、49%は保護の要件を満たしていた可能性が高いと結論づけられている⁽⁶³⁾。98%にあたる284件は申請さえ受けつけられていなかったことが判明したのである⁽⁶⁴⁾。

朝日新聞社が情報公開法にもとづき厚生労働省から入手した資料⁽⁶⁵⁾から、全国各市と東京23区の生活保護窓口へ相談に訪れた人のうち、生活保護の申請をした割合(申請率)は2006年度では半数以下の44.7%にとどまっていることが明らかになった。2006年度は34万8276世帯が相談に訪れ、うち15万5766世帯が申請を行った。申請率は、政令指定都市で41.2%、それ以外は46.7%で、都市部の方が低い傾向があったという。指定都市で最も低かったのは、北九州市の30.6%である。以上をふまえ、朝日新聞は、「生活保護の窓口で申請をさせない違法な『水際作戦』の広がりをうかがわせる。国が社会保障費の抑制策を進めるなか、低所得者層を救えない一因と指摘されていた」と結論づけたのである。

京都市では、市議会において民政局長自らが、「生活保護率が、指定都市中で一番高いという不名誉な状態が続いている」としたうえで、「適正化に努めていく」としている⁽⁶⁶⁾。そのこともあって、京都市の1999年度の相談受理件数1万

5057 件に対して、申請件数はわずか 3753 件、相談受理件数に占める申請件数はわずか 24.9%、すなわち 4 件に 1 件しか申請を受理していないのである⁽⁶⁷⁾。生活保護法は、7 条において申請保護の原則を定めていることからして、原則として「相談」という段階はそもそもあり得ないはずである⁽⁶⁸⁾。

保護の窓口での「水際作戦」の様子が録音されたことも新聞で報道されている⁽⁶⁹⁾。生活保護を申請するために大阪市の福祉事務所を訪れた内縁の夫婦が福祉事務所職員から申請は「無意味なことに近いですよ」などと言われ、同職員が申請書交付を渋る様子を録音したテープが、生活保護問題対策全国会議事務局長の小久保哲郎弁護士により公開されたことの報道である。朝日新聞は、「厚生労働省は『保護受給権を侵害する行為』とみている」⁽⁷⁰⁾と報道している。

大阪市では、2011 年 1 月、稼働年齢層（16～64 歳）の生活保護申請について、求職状況などを厳格に審査する「保護申請における就労にかかる助言指導のガイドライン」が設けられ、保護の引き締めが図られている。同ガイドラインは、申請を受けた区の担当職員は求職活動を記した報告書を提出するよう求め、「従わないときは」、……申請の却下を含めて検討する」とさえしているのである⁽⁷¹⁾。保護申請を認めない、申請保護の原則（生活保護法 7 条）に反する違法な対応である。

(b) 餓死・自殺を生み出す保護行政

申請の抑制・「相談」をめぐって、1987 年 1 月に札幌市白石区で死亡事件さえ発生したのである。母子世帯の母親が、再三の保護申請にもかかわらず、申請として受け付けられず、「相談」として処理され、三児を残して餓死するという悲惨な事件である⁽⁷²⁾。その 30 年後の 2012 年 1 月には、同じ白石区で、42 歳と 40 歳の姉妹世帯の姉が 2011 年に 3 度にも及ぶ保護申請にもかかわらず、「懸命なる求職活動」の必要性を理由に申請が受理されずに、孤立死・凍死しているのが発見されるという驚くべき事件が起きている⁽⁷³⁾。1987 年の母子世帯の母親が死事件の教訓が白石区福祉事務所ですら生かされてなかったのだ

ある。このように「適正化」という名で申請の抑制・保護の締め付けが行われ、「福祉が人を殺すとき」と批判されている⁽⁷⁴⁾。

また、北九州市では、保護申請が受理されず、あるいは保護を利用していた被保護者に生活保護法に規定のない「辞退届」を書かせて、保護を廃止し、その結果、餓死・自殺をする事件が 2005 年から 2007 年にかけて 3 年連続で 4 件も起きているのである⁽⁷⁵⁾。八幡東区では、脳梗塞の後遺症のため要介護状態にあった 68 歳の男性が、5 度に及ぶ保護申請にもかかわらず、保護を受けられず、2005 年 1 月 7 日に餓死した状態で発見されるという事件が発生している（八幡東餓死事件）⁽⁷⁶⁾。4 度目の保護申請の前には、ガス・電気止められていた。②門司区では、電気・水道・ガスすべてを止められた 56 歳の男性が、2 度、福祉事務所に出向いて生活保護を求めたにもかかわらず、「次男がだめなら長男に援助してもらえ」と言われて申請書すら交付されず、2006 年 5 月 23 日にミイラ化した状態で発見されるという餓死事件が起きている（門司餓死事件）⁽⁷⁷⁾。③小倉北区では、入退院を繰り返していた 61 歳男性が自室のアパートで首つり自殺をしているのが 2007 年 6 月 10 日に発見されている（小倉北自殺事件）⁽⁷⁸⁾。同男性は、強引な就労指導を受け、周囲には、福祉事務所職員から「働かんものは死ね」と言われたと漏らしていたという。④同じく小倉北区では、52 歳の持病のある男性が、同区福祉事務所から執拗な就労指導を繰り返さされて生活保護を辞退させられ、2007 年 7 月 10 日に自宅で一部ミイラ化した状態で餓死しているのが発見されるという事件が発生している（小倉北餓死事件）⁽⁷⁹⁾。自宅に残されていた日記に「働けないのに働けと言われた」「おにぎりが食べたい」など市への不満などが書かれていた。まさに餓死・自殺を生む保護行政となっている⁽⁸⁰⁾。それは、「ヤミの北九州方式」と呼ばれている。この餓死・自殺を生み出す「ヤミの北九州方式」は、「1967 年以降の旧厚生省天下り官僚の下で造られた『国の生活保護切り捨てモデル』であり、厚生労働省の指導と通知によって日本全国に広がっている」⁽⁸¹⁾と評価され、また、「北九州市では、国

主導による『ヤミの北九州方式』が始まったとされる1967年から現在に至る40年間に、生活保護を受けられないための餓死・自殺事件が無数に発生している⁽⁸²⁾とされているのである。この「ヤミの北九州方式」は、「①保護の利用申請を窓口で受け付けない『水際作戦』」、②「保護の利用を受け付けた後には、『稼働能力の活用』を異常に強調し、保護の利用開始の直後から厳しく『働け、働けとの指導（就労指導）』をおこない、就労の効果がでないときは、保護の廃止をにおわせて『辞退届』を書かせる『硫黄島作戦』」、③「保護費の支出について、年間予算の枠を設定し、保護の利用開始者の数から保護の利用廃止者の数を引いた『開廃差』を管理するなどの数々の組織的・構造的な『棄民』政策」⁽⁸³⁾からなっていたとされている。

なお、2000年4月1日の地方分権一括法施行により機関委任事務が廃止されたことに伴い、通達が廃止された。しかし、きわめて問題が多い123号通知は、2001年3月27日付けの厚生労働省社会・援護局保護課長・監査指導課長通知「『生活保護の適正実施の推進について』の取扱いについて」（社援保発20号・社援監発4号）により、一部の内容を除き処理基準とされたのである。処理基準とされた123号通知はただちに廃止すべきである。

②生活保護裁判の提起と多くの違法判決

さらに、生活保護行政をめぐる、要保護者・被保護者の権利を侵害するさまざまな事件が生じており、それらの権利侵害の多くは、裁判所によって違法と判断されている。これらの訴訟の多くが、公的扶助の特質的指標⁽⁸⁴⁾である補足性の原理に関する処分、指導指示処分を争点としている。これらの訴訟は、資産活用、稼働能力活用、収入認定、指導指示等、生活保護のもつ制度的欠陥⁽⁸⁵⁾を告発するものである。

加藤訴訟（1990年6月提訴）では、原告が将来の介護費用のために最低生活費を切り詰めて行った預貯金の一部を、福祉事務所長が活用すべき資産として収入認定し、保護費を減額した保護変更処分およびその残りの使途を甲意の用途に限定する指導指示が違法と判断された⁽⁸⁶⁾。柳園訴訟

（1990年4月提訴）では、原告が両眼白内障等の治療のための転院後、元の入院先に再入院できず、通院治療をすることになったことに対する「傷病治ゆ」を理由とした宇治市の保護廃止処分に対して、1993年10月25日、京都地裁は、廃止決定を違法と判断し、国家賠償を認めた⁽⁸⁷⁾。中嶋訴訟（1991年12月提訴）では、娘の高校進学に備えて生活保護費を節約して積立てた学資保険の解約返戻金を資産として収入認定して保護費を減額した福祉事務所長の処分が、1998年10月、福岡高裁判決⁽⁸⁸⁾により違法と判断され、2004年3月16日の最高裁判決⁽⁸⁹⁾でも高裁判決が支持され、違法とされ確定した。高訴訟（1995年7月提訴）⁽⁹⁰⁾では、24時間介護を要する原告に対する石川県心身障害者扶養共済年金の収入認定による保護費減額処分が、金沢地裁（1999年6月11日判決）⁽⁹¹⁾、名古屋高裁金沢支部（2000年9月11日判決）⁽⁹²⁾、最高裁（2003年7月17日最高裁判所第一小法廷決定）⁽⁹³⁾のすべての段階で違法と判断されている。京都市山科国家賠償訴訟（2002年6月提訴）では、救急車で病院に搬送され、生活保護を利用した男性が退院と同時に保護を廃止されたことにより、衰弱死したことに対する遺族の京都市への提訴に対して、京都地裁（2005年4月28日判決）⁽⁹⁴⁾は、退院即廃止の違法性を認め、京都市に対して損害賠償を命じている（一審で確定）。岸和田稼働能力訴訟（2009年提訴）では、所持金もほとんどなく家賃も滞納しがちの原告の5回もの保護申請に対して、「稼働能力の活用が図られるため最低生活維持可能」という同じ理由ですべて申請が却下されたことに対して、大阪地裁（2013年10月31日判決）は、「国の責務として生活に困窮する国民に対する必要な保護を与えるという生活保護法の理念をあわせ鑑みれば、稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否かは、申請者の稼働能力の程度等も踏まえた上で、当該申請者が求人側に対して申込みをすれば原則として就労する場を得ることができるような状況であったか否かを基準として判断すべきものと解するのが相当である」として申請却下処分を取り消した（一審で確定）⁽⁹⁵⁾。

このように要保護者・保護利用者の権利侵害事

件は、裁判所によって違法と判断されたにもかかわらずあとを断たないのである。

③捕捉率の低さに象徴される生活保護制度の機能不全

生活保護は、保護利用（受給）資格をもつ人に占める実際の保護利用者の割合を示す捕捉率がきわめて低く、最低生活保障として機能していないのである。

生活保護の「水際作戦」のために生活保護が受けられない、あるいは生活保護の非人間性・ステイグマ（恥辱の烙印）を嫌い、生活保護を受けないで最低生活水準以下の生活をしている人々が大量に存在している。

1972年の東京都中野区における調査によると、利用資格を有する者に対する実際の保護率（捕捉率）は、2.7%ないし3.3%という驚くべき低位な割合であった⁽⁹⁶⁾。また、1989年10月における人員別捕捉率を24.0%⁽⁹⁷⁾や2001年の捕捉率を16.3%⁽⁹⁸⁾と推計する研究がある。

2012年の唐鎌直義の研究によると、「日本中の全世帯の四分の一が、生活保護制度によって公的に保障されるはずの所得水準と同等またはそれ以下の所得で生活している。これに対して、今日マスコミ等によって生活保護受給世帯の急増に警鐘が鳴らされているが、それでも現に生活保護を受給している世帯の比率は二〇一〇年七月現在で三．〇一％、被保護世帯数は一四八万六三四一世帯にすぎない。捕捉率は一〇．五六％になり、要保護（貧困）世帯の九割弱（一〇七七万五一〇〇世帯）が漏給という現実である（アンダーラインは引用者）」⁽⁹⁹⁾。要保護世帯の9割弱が漏給という現実からは、もはや生活保護は最低生活保障として機能していないといわざるを得ないのである。この現実を踏まえると、公的年金の給付額が不十分でも、最終的には生活保護により最低生活が保障される、ということには決してならないのである。

2010年4月9日に、日本において初めて捕捉率の推計が国より発表された。厚生労働省社会・援護局「生活保護基準未満の低所得世帯数の推計について」である。

国民生活基礎調査（2007年、対象約23万世

帯）にもとづく推計では、所得のみを考慮した場合はわずか29.6%、資産を加味した場合でも32.1%に過ぎない。この場合の生活保護基準にもとづく最低生活費は、生活扶助・教育扶助・高等学校等就学費の合算額である。ただし、住宅扶助基準を含まない数字である。厚生労働省「平成19年度社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」によると、被保護者世帯の80.3%は住宅扶助を受けているので、住宅扶助基準を考慮に入れると、この捕捉率はもっと低くなるはずである。

総務省の全国消費実態調査（2004年、対象約5万5000世帯）にもとづく推計では、所得のみを考慮した場合は23.8%に過ぎず、資産を加味した場合は75.8%である。この場合の生活保護基準による最低生活費は、生活扶助・教育扶助・住宅扶助の合計額である。資産を加味した場合の推計については、最低生活費（生活費、教育費、住宅費の合計）を下回る費用で暮らし、資産もない（貯金が最低生活費1カ月分未満で住宅ローンもなし）のに保護を受けていない家庭に限定されている。全国消費実態調査の場合は、調査回答者に家計簿の作成が求められるので、調査回答者における低所得者の占める割合が低くなることが指摘されている⁽¹⁰⁰⁾。この点については、厚生労働省自らが、「前者（全国消費実態調査－引用者）のほうが後者（国民生活基礎調査－引用者）よりも世帯あたりの年間収入と貯蓄現在高の推計値が高いことによると考えられる（いわゆる「統計のクセ」・・・）」としているところである。

したがって、捕捉率については、国民生活基礎調査にもとづく推計値がより実態に近いといえよう。国民生活基礎調査にもとづく推計では、所得のみを考慮した捕捉率は23.8%であるので、漏給率は76.2%にも及んでいる。資産を加味した場合は、捕捉率は32.1%であるので、漏給率は67.9%にも及ぶ。すなわち、所得ベースでは76.2%もの世帯が、資産ベースでは67.9%もの世帯が保護基準による最低生活費以下で生活しているのである。しかも、被保護世帯の約8割が受けている住宅扶助基準が含まれていないのである。

なお、所得が保護基準による最低生活費以下で

表2 各国の公的扶助利用率・捕捉率の比較

	日本	スウェーデン	ドイツ	フランス	イギリス	アメリカ
利用率	1.6% (2010 年)	4.5% (2009 年)	9.7% (2010 年)	5.7% (2010 年)	9.27% (2010 年)	1.42～13.05%*2 (2010 年)
捕捉率	15.3～18.0% (2007 年)	82% (2007 年)	64.6% (2008 年)	91.6% (2008 年)	47～90%*1 (2008 年)	40.4～67.7%*3 (2005 年)

*1 1人親・障害のある人：78～90%，高齢者：62～73%，求職者：47～59%

*2 貧困家族一時扶助（TANF）：1.42%，補足的栄養補助（SNAP）：13.05%，補足的所得保障（SSI）：2.49%

*3 TANF：40.4%，SNAP：13.05%，SSI：67.7%

出所）生活保護問題対策全国会議監修『生活保護「改革」ここが焦点だ！』（あけび書房，2011年）101-108頁より作成

あっても、自動車や最低生活費の1か月以上の預金を保有していれば、資産活用要件を満たさないので、生活保護を受けられないことに注意を要する⁽¹⁰¹⁾。厚生労働省「生活保護基準未満の低所得世帯数の推移について」における2007年の国民生活基礎調査を用いた推計で見ると、最低生活費未満の世帯は705万世帯（所得のみを考慮したフロー捕捉率は15.3%）、そのうち預金が1か月未満の世帯が337万世帯（預金をも考慮したストック加味捕捉率は32.0%）、生活保護世帯が108万世帯となっている⁽¹⁰²⁾。すなわち、「わずか最低生活費の1か月分以上の貯金という条件を付すだけで、705万世帯が337万世帯に半減する。保護を制限する上では貯金の保有制限がいかに効果的であるかがわかる」⁽¹⁰³⁾のである。このように、生活保護の資産活用要件が厳しいため、最低生活費以下の所得しかないにもかかわらず、少しばかりの資産を持つために、生活保護を利用できない人が大量に存在するのである。

ちなみに、2006年に外国の生活保護制度を調査した日本弁護士連合会によると、捕捉率はドイツで約70～80%、イギリスで94%となっており、日本の推定値の何倍も高い数値になっている⁽¹⁰⁴⁾。

さらに、生活保護問題対策全国会議は、日本・スウェーデン・ドイツ・フランス・イギリス・アメリカの公的扶助の利用率と捕捉率の比較をしている（表2参照）。

表2から見て明らかなように、生活保護利用（受給）率、捕捉率ともに、日本の低さが際立っているのである。

4 生活保護に優先する公的年金の最低生活保障としての性格

以上、検討したことから、以下のことが明らかになった。

第1に、公的年金は少なくとも最低生活保障として性格を有すること、老齢厚生年金・障害厚生年金においては最低生活水準を上回る従前の生活水準維持保障としての性格をもつことである。

第2に、公的年金と公的扶助＝生活保護の関係は、社会保障の法体系からすれば、①まず、公的年金を含む社会保険で最低生活を保障し、例外的な場合に公的扶助＝生活保護で補足するというものであり、社会保険を拡充していくことが本来の姿であって公的扶助は最後のセーフティ・ネットに過ぎないこと、②以上のことを明文で規定したのが生活保護法4条1項の補足性の原理規定であることである。

第3に、①生活保護法は、人権保障の観点からすると、保障手続・保障方法に致命的欠陥があり、②現実には、生活保護は、「適正化」という名ものといわゆる「水際作戦」が行われており、そのため、捕捉率が1割から3割程度に過ぎず、機能不全を起こしており、最後のセーフティ・ネットを果たしていないのである。

現代において、ミーンズ・テストを伴わない、人間の尊厳に値する保障手続・方法で最低生活を保障すべきことは憲法上の要請（憲法13条、25条1・2項）である。その中心的制度が公的年金であり、それは、生活保護に優先して最低生活を保障すべきものである。

注

- (1) 「国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」(平成 24 年法律第 99 号)。
- (2) 「平成 16 年度、平成 17 年度、平成 19 年度及び平成 20 年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省令に関する経過措置に関する政令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令(平成 25 年政令第 262 号)」。
- (3) 「国民年金法施行令等の一部を改正する政令(平成 26 年政令第 112 号)」。
- (4) 本号において、第 IV 章の構成を改めた。したがって、『龍谷大学社会学部紀要』59 号・60 号の目次の第 IV 章と異なることをお断りしておく。
- (5) 同判決は、「本件併給調整条項の適用により、上告人のように障害福祉年金を受けることができる地位にある者とそのような地位にない者との間に児童扶養手当の受給に関して差別を生ずることになるとしても、さきに説示したところに加えて原判決の指摘した諸点、とりわけ身体障害者、母子に対する諸施策及び生活保護制度の存在などに照らして総合的に判断すると、右差別がなんら合理的理由のない不当なものであるとはいえないとした原審の判断は、正当として是認することができる」とした。堀木訴訟については、堀木訴訟運動史編集委員会『堀木訴訟運動史』(法律文社、1987 年)、藤原精吾・井上英夫ほか編著『社会保障レビュー—いのちの砦・社会保障裁判』(高菅出版、2017 年)の「第 2 章 堀木訴訟—ひとりのお母さんのねがい」所収論文(63~117 頁)参照。
- (6) 同判決は、「障害者については障害者基本法等による諸施策が講じられており、生活保護法に基づく生活保護制度も存在している。これらの事情からすれば、……20 歳以上の学生を国民年金の強制加入被保険者として一律に保険料納付義務を課すのではなく、任意加入を認めて国民年金に加入するかどうかを 20 歳以上の学生の意思にゆだねることとした措置は、著しく合理性を欠くということとはできず、加入等に関する区別が何ら合理的理由のない不当な差別的取扱いであるということもできない」、「障害者基本法、生活保護法等による諸施策が講じられていること等をも勘案すると、平成元年改正前の法の下において、傷病により障害の状態にあることとなったが初診日において 20 歳以上の学生であり国民年金に任意加入していな

- かったために障害基礎年金等を受給することができない者に対し、無拠出制の年金を支給する旨の規定を設けるなどの所論の措置を講じるかどうかは、立法府の裁量の範囲に属する事柄というべきであって、そのような立法措置を講じなかったことが、著しく合理性を欠くということとはできない。また、無拠出制の年金の受給に関し上記のような 20 歳以上の学生と 20 歳前障害者との間に差異が生じるとしても、両者の取扱いの区別が、何ら合理的理由のない不当な差別的取扱いであるということもできない」とした。学生障害無年金訴訟の動向、東京身体学生障害無年金訴訟最高裁判決の法的問題点については、田中明彦「学生障害無年金訴訟—適用面での皆年金の実質化を求めて」矢嶋里絵・田中明彦ほか編著『社会保障裁判研究—現場主義・創造的法学による人権保障』(ミネルヴァ書房、2021 年)121~138 頁参照。
- (7) 高藤昭「社会保障法体系からみた年金改革」(『年金改革と老後生活』ジュリスト増刊総合特集 36 号、1984 年)59 頁。
 - (8) 吉原健二『新年金法』(全国社会保険協会連合会、1987 年)46~47 頁は、その他、家計調査、国民生活実態調査をあげている。吉原は、同書執筆当時は社会保険庁長官であった。
 - (9) 吉原健二年金局長の答弁(『第百二回国会衆議院社会労働委員会議録』4 号(1984 年 12 月 13 日)26~27 頁)。
 - (10) 前掲『第百二回国会衆議院社会労働委員会議録』4 号、26~27 頁。
 - (11) 前掲『第百二回国会衆議院社会労働委員会議録』4 号、26 頁。
 - (12) 前掲『第百二回国会衆議院社会労働委員会議録』4 号、27 頁、『第百二回国会衆議院社会労働委員会内閣委員会地方行政委員会大蔵委員会文教委員会農林水産委員会連合審査会議録』1 号(1984 年 12 月 12 日)26 頁。
 - (13) 吉原年金局長は、衆議院社会労働委員会内閣委員会地方行政委員会大蔵委員会文教委員会農林水産委員会連合審査会の審議において、「基礎年金の考え方というのは、私どもの考え方ですと、老後の生活費を一切賄えるものじゃないといかぬ、何もかもあらゆる費用を一切賄えるものでないと年金とは言えないのだ、あるいは基礎年金に値しないのだという考え方は実はとっておりませんで、基礎年金というのはあくまでも老後生活の基礎的な部分を保障するという考え方をとっておりま

す。…それからよく比較されます生活保護の基準、この生活保護の基準といいますのも、級地によって、あるいは世帯員構成、それから年齢、それから住宅扶助をどうするかあるいは教育扶助をどうするかによってかなりの違いがあるわけでございますけれども、そういった生活扶助の基準なども勘案をして、大体五万円なら生活保護の基準に見合う、まあ計算によっては生活扶助の方がもっと高いというのが確かに出てくるわけでございますけれども、大体五万円程度でしたら生活扶助の基準ともまあまあバランスのとれた金額ではなかろうかということを考えまして、基礎年金の金額としては五万円ということ考えたわけでございます。あくまでも年金というのは、生活費一切ということじゃない、その基礎的な部分ということでございます（アンダーラインは引用者）」前掲『第百二回国会衆議院社会労働委員会内閣委員会地方行政委員会大蔵委員会文教委員会農林水産委員会連合審査会議録』1号、24頁）、さらに、「老後生活の一切ではないけれども、基礎的部分、基本的な部分はこの基礎年金で十分賄える額である、こういうふうに思っているわけでございます。生活扶助の基準とよく比較をされますけれども、それと比較をいたしましても、老人単身者の生活扶助基準が四万五千円ないし五万円ちょっとという金額、級地によって、年齢によって違いはございますけれども、大体そういう額になっておりますので、それと大体見合う金額ではなかろうか、私どもはそういうふうに考えているわけでございます（アンダーラインは引用者）」と答弁している（前掲『第百二回国会衆議院社会労働委員会内閣委員会地方行政委員会大蔵委員会文教委員会農林水産委員会連合審査会議録』1号、26頁）。また、衆議院社会労働委員会審議において、吉原年金局長は、「生活扶助だけをもとにしておりまして、住宅扶助等は入っておりませんが、私は、生活保護の中級地よりも五万円が一概に低いとは言い切れないというふうに思っているわけでございます」としたうえで、「基礎年金の金額の考え方については、…生活保護以上でなければならないという考え方まで、なかなか私どもとしてはそう言い切れないわけでございます。やはり老後の生活の基礎的部分－生活費の一切をこの基礎年金で賄うに足りるものでなければならないという考え方ではなかなかとりがたい」（前掲『第百二回国会衆議院社会労働委員会審議録』4号、27頁）とし

ている。なお、吉原年金局長がいう「生活保護の中級地」とは、2級地のことである（吉原・前掲書『新年金法』50頁）。また、同書において、「昭和五十九年度現在六十五歳の単身男子の場合二級地で雑費分を含めて五万三三六九円、夫六十八歳、妻六十五歳の夫婦の場合はあわせて八万三七四〇円であり、老人一人当たりおおむね五万円前後の水準である（第4-4表）。つまり…基礎年金の水準が生活保護の水準にくらべて必ずしも『低い』とはいえない」（50頁）としている。

- (14) 高藤昭『社会保障法の基本原理と構造』（法政大学出版会、1994年）91頁。
- (15) 1981年11月から約30回にわたり制度改正のあり方について審議を行ってきた社会保険審議会厚生年金保険部会が1983年7月15日に「厚生年金保険制度改正に関する意見」を厚生大臣に提出したことを機に、厚生省は、この意見書を受けたことを機に具体的な改正案の作業に入り、国民年金法、厚生年金保険法および船員保険法の改正案をまとめ、1983年11月28日に、それぞれ国民年金審議会、社会保険審議会に諮問した。翌1984年1月24日に社会保険審議会において、同月26日に国民年金審議会において、それぞれ基本的に了承するとの答申がなされた。また、他方、同月25日に、社会保障制度審議会に「国民年金法等の一部を改正する法律案」が諮問され、2月23日に、同審議会からおおむね了承するとの答申がなされた。その後、1985年年金法改正法案は、1984年2月24日に閣議決定され、同年3月2日に国会に提出された経過から、改正法案段階で基礎年金が依拠した生活保護基準は1983年度基準だと考えられる。
- (16) 総理府『平成元年版・社会保障統計年報』（社会保険法規研究会、1989年）99頁。
- (17) 前掲『第百二回国会衆議院社会労働委員会審議録』4号、27頁の吉原年金局長の答弁参照。
- (18) 前掲『第百二回国会衆議院社会労働委員会内閣委員会地方行政委員会大蔵委員会文教委員会農林水産委員会連合審査会議録』1号、24、26頁、吉原・前掲書『新年金法』45～47頁参照。
- (19) 高藤・前掲書『社会保障法の基本原理と構造』91頁。
- (20) この点について、小山進次郎は、「障害年金の額はその二級を老齢年金のそれと同額とするというやり方が被用者保険の場合一般に見られるやり方であるが、このやり方をこの制度にそのままとり

込むと、拠出期間二五年未満の場合はすべて月二〇〇〇円をはるかに下る額とならざるを得ない。一方障害発生の時期から見ると、その七割程度は四〇歳以前に発生するとされている。したがって被用者年金保険の場合と同じやり方をすると、国民年金保険における障害年金の額は、実質的には二〇〇〇円を下るということにならざるを得ない。このような事情から障害年金においては老齢年金の場合における思想上の最低基準額である二〇〇〇円をその最低保障額と定め、必ずそれ以上の額が支給されるようにした」（小山進次郎『国民年金法の解説』（時事通信社、1959年）55頁）としている。

- (21) この点について、国会の審議において吉原健二年金局長は、具体的に次のように答弁している。

「今回のこの年金制度の改革案におきましては、拠出制という基本的な考え方はこれからも維持をしていくということにしておりますけれども、そういった障害の特殊性というのものにも十分配慮をいたしまして、例えば年金制度に加入される以前の障害の方、具体的には二十歳以前に障害になった方につきましても、この制度で障害基礎年金を支給する、こういったようなことを取り入れまして、拠出制社会保険方式、税方式ということの違いによって、その障害者というものが年金を受けられたりあるいは受けられなかったりするところのないような配慮は、できるだけいたしておつもりでございます」としたうえで、「拠出制の年金制度の中で障害年金、障害給付を考えます場合には、どうしても最小限の保険料の納付の要件、あるいは制度への加入条件、加入期間というもの、どうしても最小限の要件として必要となっておりまして、それを満たし得なかった方については、おっしゃいますように、障害年金が出ない、こういうことにならざるを得ないわけでございますけれども、そういった加入期間なりあるいは保険料の拠出要件につきましては、できるだけ短くといえますか、多くの人がそういった障害年金の適用除外、受けられなくなるような措置を今回のこの改革案におきましても、できるだけ期間を短く、拠出要件というものを緩やかに設定をして、御指摘のようなことのないような配慮をしたつもりでございます。」（前掲『第百二回国会参議院社会労働委員会会議録』12号、8頁）。

- (22) この点について、厚生省年金局監修『四訂 国民年金厚生年金改正法の逐条解説』（中央法規出

版、1995年、25頁）は「当該傷病における初診日の前日においてその初診日の属する月の前々月までに被保険者期間がある場合に適用されるものであるので、加入直後の障害のように初診日の属する月の前々月までに被保険者期間がないものについては、この滞納の要件には当たらないことになる」としているところである。

- (23) 詳しくは、田中明彦「国民年金制度の歴史的考察と学生無年金障害者訴訟（1）」『賃金と社会保障』1394号（2005年）24～27頁参照。

- (24) この点については、「国民年金法等の一部を改正する法律案」の提案趣旨説明で次のように述べられている。「障害者の所得保障については、大幅な改善を図ることとしております。一つは、二十歳前の障害につきましても障害基礎年金を支給することとし、拠出者の場合との給付水準の格差を解消することであります。その二は、資格期間であります。初診日前の被保険者期間中に三分の一以上の滞納がない限り年金を支給することとしております。その三は、障害基礎年金の受給権者に子がある場合に相当の額の加算を新たに行うこととしたことであります。」（『第百一回国会衆議院会議録』18号（1984年4月17日）655頁）。

- (25) 小川政亮「堀木訴訟の今日的意義」『法律時報』54巻7号（1980年）14頁。

- (26) 小川・前掲「堀木訴訟の今日的意義」14頁。

- (27) 有泉・中野・前掲書『国民年金法（全訂社会保険関係法2）』97頁。

- (28) 障害等級2級の障害基礎年金については、1985年の法改正前の拠出制障害年金と同様に、障害による固有の出費（特別の出費）の実態が十分に考慮されず、老齢基礎年金と同額とされている。このことは、障害の実態をふまえ、[すべての年金給付が老齢年金の給付内容を中心にして均衡を保つような体系を考慮]（『第十九回国会衆議院会議録』40号（1954年4月22日）27頁）しているという老齢年金を中心とする年金制度の体系に起因する問題である。なお、障害をもつことによって生じる固有の出費（特別の出費）については、統計・調査から裏付けられる（田中明彦「基礎年金下の併給調整の問題点と課題—年金による最低生活保障確立のために—」（金沢大学大学院社会環境科学研究科『社会環境研究』3号（1998年）48～49頁および田中明彦「年金における最低生活保障と併給調整」（日本社会保障法学会編『社会保障法』15号（法律文化社）2000年）139頁参照）。

- また、障害基礎年金と通算老齢年金との併給調整処分の取り消しを求めた宮岸訴訟東京地裁判決(『賃金と社会保障』1199号(1997年)64頁)は「障害は稼働能力の喪失、低下の原因となるのみならず、障害に起因する特別の出費の原因となっている」と認定している。
- (29) 高藤・前掲書『社会保障法の基本原理と構造』69頁。
- (30) 高藤・前掲書『社会保障法の基本原理と構造』71, 75, 78頁参照。
- (31) 一圓光彌は、「終戦直後の1947年に発表された社会保険制度調査会のベヴァリッジ案よりも革新的とされた『社会保険制度要綱』(定額給付比例提出の社会保険を提案)」や1950年の社会保障制度審議会の『社会保険制度に関する勧告』などに影響を与えている」としたうえで、「そうした勧告があったことからこそ、1961年という比較的早い段階で皆保険・皆年金が実現したとすることができるであろう」(一圓光彌「解説：ベヴァリッジ報告の今日的意義」ウィリアム・ベヴァリッジ著・一圓光彌監訳『ベヴァリッジ報告－社会保険および関連サービス』(法律文化社、2014年)278～279頁)とする。
- (32) 一圓・前掲「解説：ベヴァリッジ報告の今日的意義」276頁。
- (33) 一圓・前掲「解説：ベヴァリッジ報告の今日的意義」276頁。
- (34) ベヴァリッジ著・一圓監訳・前掲書『ベヴァリッジ報告－社会保険および関連サービス』9頁。
- (35) ベヴァリッジ著・一圓監訳・前掲書『ベヴァリッジ報告－社会保険および関連サービス』9頁。
- (36) ベヴァリッジ著・一圓監訳・前掲書『ベヴァリッジ報告－社会保険および関連サービス』187頁。
- (37) ベヴァリッジ著・一圓監訳・前掲書『ベヴァリッジ報告－社会保険および関連サービス』187頁。
- (38) ベヴァリッジ著・一圓監訳・前掲書『ベヴァリッジ報告－社会保険および関連サービス』187～188頁。
- (39) ベヴァリッジ著・一圓監訳・前掲書『ベヴァリッジ報告－社会保険および関連サービス』188頁。
- (40) ベヴァリッジ著・一圓監訳・前掲書『ベヴァリッジ報告－社会保険および関連サービス』188頁。
- (41) ベヴァリッジ著・一圓監訳・前掲書『ベヴァリッジ報告－社会保険および関連サービス』188頁。
- (42) ベヴァリッジ著・一圓監訳・前掲書『ベヴァリッジ報告－社会保険および関連サービス』190頁。
- (43) ベヴァリッジ著・一圓監訳・前掲書『ベヴァリッジ報告－社会保険および関連サービス』17頁。
- (44) ベヴァリッジ著・一圓監訳・前掲書『ベヴァリッジ報告－社会保険および関連サービス』17頁。
- (45) ベヴァリッジ著・一圓監訳・前掲書『ベヴァリッジ報告－社会保険および関連サービス』17頁。
- (46) ベヴァリッジ著・一圓監訳・前掲書『ベヴァリッジ報告－社会保険および関連サービス』14頁。
- (47) 生活保護法・国民年金法の立案に深く関与した小山進次郎は、「生活保護法によっておこなわれる最低生活の保護は生活のもとでに充当できる資産その他あらゆるものを活用しても、なおかつ、最低生活を維持できない場合に限って、あくまで補足的におこなわれることを生活保護法の根本原理としていることを意味する」(小山・前掲書『国民年金法の解説』297頁)とする。
- (48) 社会保険庁運営部・年金管理課・年金指導課編集『国民年金三十年のあゆみ』(ぎょうせい、1990年)51頁。
- (49) 社会保険庁運営部ほか・前掲書『国民年金三十年のあゆみ』89, 90頁。
- (50) 以下のデータは、国立社会保障・人口問題研究所「平成21年度社会保障給付費」(2011年)19頁による。
- (51) 山内敏弘「生存権をめぐる今日的課題」『龍谷法学』45巻2号(2012年)184～187頁参照。
- (52) 田中明彦「年金における最低生活保障と併給調整」『社会保障法』15号(2000年)133頁。
- (53) 井上英夫「公的扶助の権利」(河合幸尾編著『「豊かさのなかの貧困」と公的扶助』(法律文化社、1994年)145～146頁。
- (54) 「朝日新聞(西部版)」2015年12月16日付け。以下、同記事による。
- (55) 「朝日新聞(大分全県版)」2015年12月17日付け(稲垣千駿の署名記事)。以下、同記事による。
- (56) 生活保護問題対策全国会議編『「生活保護なめんな」ジャンパー事件から考える』(あけび書房、2017年)参照。以下、同書による。
- (57) 小久保哲郎「ジャンパー事件の背景、その後の経緯、そして改善への課題」生活保護問題対策全国会議・前掲書『「生活保護なめんな」ジャンパー事件から考える』15頁。
- (58) 『賃金と社会保障』1199号(1997年)65頁。宮岸訴訟の詳細については、田中明彦「社会保障裁判における人間の尊厳と最低生活保障－宮岸訴訟、高訴訟を中心に」矢嶋・田中ほか・前掲書『人権

としての社会保障－人間の尊厳と住み続ける権利』15頁以下、田中明彦「宮岸年金訴訟－年金による最低生活保障を求めて」矢嶋・田中ほか・前掲書『社会保障裁判研究－現場主義・創造的法学による人権保障』105～120頁参照。

- (59) いわゆる地方分権一括法の施行もあって、2000年3月に123号通知に関する最終改正が行われ、「保護の申請者に対し、生活保護法の趣旨、内容等につき十分に説明を行うとともに、やむを得なければ、法第28条の規定による保護申請を却下することについて検討すること」と、内容が若干変更されている。

- (60) 小川政亮『社会事業法制（第四版）』（ミネルヴァ書房、1992年）267頁。なお、刑法246条の詐欺罪は、罰則刑がなく懲役刑（10年以下）のみであり、未遂罪も罰せられる（250条）という重い刑罰を課すものである。

- (61) 尾藤廣喜・木下秀雄・中川健太郎編著『誰も書かなかった生活保護法－社会福祉の再生に向けて』（法律文化社、1991年）40～71頁、小川・前掲書『社会事業法制（第四版）』264～265頁参照。

1999年7月の地方分権一括法成立に伴い、生活保護法27条の2として「保護の実施機関は、要保護者から求めがあったときは、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすることができる」という規定が追加された。この「相談・助言」規定は、2000年4月から施行されている。申請保護が保護実施上の原則であることからすると、27条の2の規定は下位規範であるので相談・助言はあくまで求めがあった場合にのみ行われるべきであり、申請を不当に抑圧することがあってはならないことになるのである。

- (62) 日本弁護士連合会編『検証日本の貧困と格差拡大－大丈夫？ニッポンのセーフティネット』（日本評論社、2007年）61～86頁。

- (63) 2008年7月22日付「朝日新聞」および2007年10月25日付「朝日新聞」。

- (64) 2007年10月25日付「朝日新聞」。

- (65) 以下の数字は、2008年7月22日付「朝日新聞」による。

- (66) 日本共産党京都市議会議員団「京都市議会普通予算特別委員会摘録」1997年3月10日（『賃金と社会保障』1397号（2005年）17頁）。

- (67) 京都市保健福祉局「平成11年度福祉事務所面接員による生活保護の申請件数」2000年11月（『賃

金と社会保障』1397号（2005年）17頁）。

- (68) 先に述べたように、1999年7月の地方分権一括法成立に伴い、生活保護法27条の2として「相談・助言」規定が設けられたが、申請保護があくまで保護実施上の原則であることからすると、相談・助言はあくまで「求め」に応じて行われるべきであり、申請があれば、必ず受理されなければならないのである。

- (69) 2007年8月31日付「朝日新聞」。

- (70) 2011年2月25日付「asashi.com 関西」

- (71) くわしくは、全大阪生活と健康を守る会連合会編『不当弾圧とのたたかひの記録——生活と健康を守る会への家宅捜索、その背景にあるもの』（日本機関紙出版センター、2014年）33～35頁、大阪市生活保護行政問題全国調査団編『生活保護「改革」の牽引車 大阪市の生活保護でいま、なにが起きているのか——情報公開と集団交渉で行政を変える！』（かもがわ出版、2014年）、22～23、37～45頁、小久保哲郎「稼働年齢層の生活保護からの排除～『申請時の助言指導ガイドライン』『相談票』『賃金と社会保障』1617号（2014年）11～17頁参照。

- (72) 水島宏明『母さんが死んだーしあわせ幻想の時代に』（社会思想社、1994年）、寺久保光良『福祉』が人を殺すとき』（あけび書房、1988年）参照。

- (73) 寺久保光良『また、福祉が人を殺した－札幌姉妹孤立死事件を追う』（あけび書房、2012年）、全国「餓死」「孤立死」問題調査団『「餓死・孤立死」の頻発を見よ！－生活保護バッシングで隠された真実』（あけび書房、2012年）参照。

- (74) 寺久保・前掲書『福祉』が人を殺すとき』。

- (75) 2007年12月13日、北九州市の生活保護を検証する第三者委員会（稲垣忠委員長）が、生活保護利用中の単身者が自宅で死亡したケースが同年4月から9月までの半年間で24件（人）あったと報告している（2007年12月14日付「西日本新聞」）。

- (76) 藤藪貴治「3年連続4件の餓死・自殺事件」藤藪貴・尾藤廣喜『生活保護「ヤミの北九州方式」を糾す』（あけび書房、2007年）59～67頁参照。

- (77) 藤藪・前掲「3年連続4件の餓死・自殺事件」41～58頁参照。

- (78) 藤藪・前掲「3年連続4件の餓死・自殺事件」68～76頁参照

- (79) 藤藪・前掲「3年連続4件の餓死・自殺事件」16～40頁、『読売新聞』2007年7月12日付参照。

- (80) 餓死を生む保護「適正化」行政の実態・問題点に関する文献として、竹下義樹・吉永純『死にたくないーいま、生活保護が生きるとき』（青木書店、2006年）、日本弁護士連合会編・前掲書『検証日本の貧困と格差拡大』、稲葉剛『生活保護から考える』（岩波新書、2013年）があげられる。
- (81) 藤藪・尾藤・前掲書『生活保護「ヤミの北九州方式」を糾す』9頁。
- (82) 藤藪・尾藤・前掲書『生活保護「ヤミの北九州方式」を糾す』7～8頁。
- (83) 尾藤廣喜『『生活保護なめんな』ジャンパー事件をどう見るか』生活保護問題対策全国会議・前掲書『『生活保護なめんな』ジャンパー事件から考える』2～3頁。なお、同書8頁によると、「硫黄島作戦」とは、「一旦は保護の利用開始を認めながら、その後、さまざまな『指導指示』、特に、『何日までに、就労するように努力せよ』という『就労指導』をなして、就労できない場合には、『保護の辞退届』を書かせて保護を廃止するというもの。太平洋戦争での硫黄島の攻防で、日本の陸軍が採用した『水際に撃退することを避けて、内陸部に米軍をおびき出して、内陸で各個撃破する』という作戦からこのように呼ばれている」とのことである。
- (84) 小川・前掲書『社会事業法制（第四版）』253頁。
- (85) 井上・前掲『公的扶助の権利』145頁。
- (86) 1993年4月23日秋田地裁判決（『賃金と社会保障』1111号（1993年）11頁参照）。
- (87) 1993年10月25日京都地裁判決（『賃金と社会保障』1118号（1983年）47頁）。
- (88) 1998年10月9日福岡高裁判決（『賃金と社会保障』1240号（1998年）37頁）。同判決は「生活保護制度は、被保護者に人間の尊厳にふさわしい生活を保障することを目的としているものであるところ、人間の尊厳にふさわしい生活の根本は、人が自らの生き方ないし生活を自ら決するところにあるのであるから、被保護者は収入認定された収入はもとより、支給された保護費についても、最低限度の生活保障及び自立助長といった生活保護法の目的から逸脱しない限り、これを自由に使用することができ、最低生活を犠牲にした努力の結果としての預貯金等の収入認定は、「右犠牲による成果を無に帰せしめると共に、被保護者の価値評価を否定するものであって、被保護者に対して過酷なものとわがざるを得ない」と判示している。
- (89) 『賃金と社会保障』1367号（2004年）8頁。
- (90) 高訴訟の詳細については、田中明彦「社会保障裁判における人間の尊厳と最低生活保障ー宮岸訴訟、高訴訟を中心に」矢嶋・田中ほか・前掲書『人権としての社会保障ー人間の尊厳と住み続ける権利』15頁以下、同「高生活保護訴訟の意義と争点ー24時間要介護者の最低生活保障と介護費用保障ー」『賃金と社会保障』1216号（1997年）40頁以下、同「高訴訟高裁判決とこの訴訟が問うものー生活保護のあり方と社会保障の課題ー」『賃金と社会保障』1286号（2000年）58頁以下参照。
- (91) 『賃金と社会保障』1256号（1999年）38頁。
- (92) 『賃金と社会保障』1285号（2000年）64頁。
- (93) 『賃金と社会保障』1351・1352合併号（2003年）124頁。
- (94) 『判例時報』1897号、88頁。同訴訟の経過と意義については、吉田雄大『『退院即廃止』の生活保護行政を断罪ー京都市山科生活保護事件判決の意義』『賃金と社会保障』1397号（2005年）8頁以下参照。
- (95) 『賃金と社会保障』1603・1604号（2014年）81頁。林訴訟、新宿七夕訴訟、長浜稼働能力訴訟、那覇稼働能力訴訟等の稼働能力訴訟については、田中明彦「構造的失業と生活保護ー稼働能力活用要件に関する検討を中心に」脇田滋・矢野昌浩・木下秀雄編著『常態化する失業と労働・社会保障ー危機下における法規制の課題』（日本評論社、2014年）122頁以下参照。
- (96) 江口英一編著『社会福祉と貧困』（法律文化社、1981年）12頁。
- (97) 星野信也「機能喪失した生活保護」『週刊社会保障』1845号（1995年）49頁。この場合は、76%の人が生活保護の安全網から漏れていることになる（漏給）。
- (98) 橋木俊詔・浦川邦夫『日本の貧困研究』（東京大学出版会、2006年）124頁。この場合は、83.7%の人が生活保護の安全網から漏れていることになる。
- (99) 唐鎌直義『脱貧困の社会保障』（旬報社、2012年）287頁。
- (100) 吉永純・後藤道夫・唐鎌直義「膨大な『保護からの排除』を示すー厚生労働省『生活保護基準未満の低所得世帯数の推移について』を読む」『賃金と社会保障』1523号（2010年）10頁
- (101) 吉永・後藤ほか前掲「膨大な『保護からの排除』を示すー厚生労働省『生活保護基準未満の低所得世帯数の推移について』を読む」13頁参照。正確

には、生活保護を受ける際に、運用上、保有が認められている手持ち金（預金）は、最低生活費の半額である。手持ち金の保有は、1999年の「保護の実施要領」改正で設けられて基準で、「保護開始時の手持ち金の認定」についての問（第10の10-2）に対する答（厚生労働省社会・援護局保護課長通知）。2012年度における1級地-1（東京23区や京都市等の大都市）の20～40歳の単身者の最低生活費（生活扶助および住宅扶助）は9万6700円なので、その半額4万8350円まで手持ち金の保有が認められるのである。なお、1級地の住宅扶助の一般基準は1万3000円にすぎず、同基準ではアパート等を借りることがきわめて困難なため、一般的には特別基準が設定されている。1級地-1の場合

の住宅扶助特別基準（京都市）は、4万2500円となり、20～40歳単身者の最低生活費（生活扶助および住宅扶助）は12万6200円となり、この場合の手持ち金の保有上限額は6万3100円となる。の図2参照。

- (102) 吉永・後藤ほか前掲「膨大な『保護からの排除』を示す～厚生労働省『生活保護基準未滿の低所得世帯数の推移について』を読む」10頁。
- (103) 吉永・後藤ほか前掲「膨大な『保護からの排除』を示す～厚生労働省『生活保護基準未滿の低所得世帯数の推移について』を読む」11頁。
- (104) 日本弁護士連合会編・前掲書『検証日本の貧困と格差拡大』213頁。

The Importance of the Universal Pension System and
Guaranteeing the Pension Rights of Older Persons
and Persons with Disabilities (3):
The Unconstitutionality of the 2012 Pension Amendment Act

TANAKA Akihiko

This paper discusses the lawsuit challenging the constitutionality of pension reduction at Wakayama district court, and discusses, from the perspective of guaranteed universal pensions and the pension rights of the older persons and persons with disabilities, unconstitutionality and illegality of the 2012 Pension Amendment Act and the 2013 and 2014 cabinet orders which were the direct basis for the 2013 and 2014 reductions in the pension amounts of the plaintiffs. The government argues that even if the basic old-age pension, the disability basic pension, and other social security pension benefits are reduced, a minimum standard of living is to be guaranteed on the grounds that public assistance is eventually received. The Supreme Court decisions in the Horiki Lawsuit and in the Lawsuit by Students with Disabilities No Pension, which four plaintiffs with disabilities filed in the Tokyo District Court, and other cases, have gone against the character of public pension plans as a minimum livelihood guarantee based on the existence of the public assistance benefits available. In this issue, we consider these points and examine whether the government's claims and the Supreme Court's decisions are appropriate given the perspective of the legal nature of public pensions, the legal system of social security, and the actual functions of public assistance. We further seek to clarify that public pensions should be the primary minimum livelihood security system that takes precedence over public assistance.

〈研究ノート〉

〈不良少年〉の登場－新聞報道の変容をめぐって

山 本 哲 司

要旨：本稿は明治初期から中期にかけての〈不良少年〉という言葉の登場と広がりのプロセスを概観し、若者をとらえる社会のまなざしの変化とその特質について考察するものである。

本稿では若者への社会のまなざしを探る資料として、読売新聞・朝日新聞記事と当時の若者の処遇をめぐる刑法上の議論を取り上げる。記事においては、現代では不良に相当する若者たちがどのように表現されているかを確認する。

これらの記事の分析と考察を通じ、本稿では以下の知見を得た。①若者たちを不良、不良少年とする表現は、新聞紙上では明治中期に登場しはじめる。②不良、不良少年の言葉以前に、不良に相当する若者をカテゴライズした代表的な言葉が確認できない。③不良少年が普及する以前に「悪少年」という言葉が流通していた時期がある。④不良、不良少年には強い教育的意味が含意されている。⑤不良、不良少年は国家の社会制度化と対応し普及している。

本稿は明治初期から中期にかけての〈不良少年〉の登場のプロセスを概観し、若者をとらえる社会のまなざしの変化とその特質について考察するものである。本稿では社会のまなざしを探る資料として、明治初期の新聞記事を取りあげる。明治初期の新聞は、現代のように客観報道や取材対象とのコンセンサスの形成など、メディアの抱える課題についてまだ議論もはじまっていない。興味本位にみえ、一方的な評価が下されたり、官報としての記事も多い。ただし、それはかえって、当時の社会が若者たちをどのように見ているのか、大人たちの生々しい視線に触れ得ることのできる素材とも考えられる。本稿では新聞記事の表現を中心に論説や小説などでの表現もとりあげながら、「行状」の悪い若者を〈不良少年〉としてとりあげる社会の意識の変容について素描していく。

1. 不良少年の位置づけ

不良・不良少年の登場の議論をはじめるにあたり、ここでは不良少年を対象にした児童の自立支援の先駆けである感化院を巡る記述からはじめる。民間の試みから展開した感化院は、1900（明

治33）年3月『感化法』公布によって、制度化が始まる。感化法では、感化院に収容される少年を第5条において、次のように規定している。

第五条 感化院ニハ左ノ各号ノ一に該当スル者ヲ入院セシム

一、地方長官ニ於テ満八歳以上十六歳未満ノ者之ニ対する適当ノ親権ヲ行フ者若ハ適当ノ後見人ナクシテ遊蕩又ハ乞口巧ヲ為シ若ハ悪交アリト認メタル者

二、懲治場留置ノ言渡ヲ受ケタル幼者

三、裁判所ノ許可ヲ経テ懲戒場ニ入ルヘキ者

当時の感化法は、満8歳以上16歳未満の少年について、親権者や後見人がおらず「遊蕩又ハ乞口巧ヲ為シ若ハ悪交」がある者を収容すると具体的に悪しき素行を挙げている。

こうしてはじまる感化法は、急激な社会情勢の変化に対応を迫られ、刑法や監獄とともに修正されている。ここでは1908（明治41）年2月に内務省より帝国議会に提出された以下の修正案に注目したい。

感化法中左ノ通改正ス

第五条 感化院ニハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ヲ入院セシム

一、満八歳以上十八歳未満ノ者ニシテ不良行為ヲ為シ又ハ不良行為ヲ為スノ虞アリ且適当ニ親権ヲ行フモノナク地方長官ニ於テ入院ヲ必要ト認メタル者

二、十八歳未満ノ者ニシテ親権者又ハ後見人ヨリ入院ヲ出願シ地方長官ニ於テ其ノ必要ヲ認メタル者

三、裁判所ノ許可ヲ経テ懲戒場ニ入ルヘキ者

上記のように、1908（明治41）年に提示された修正案は、1900（明治33）のように具体的な素行をとりあげるのではなく、「不良行為」というカテゴライズされた行動傾向を表現している。ここには、若者たちの一連の行動を「不良行為」とみなす、カテゴライズされた視線の成立が感じられる。「不良」はどのように認識を変えてきたのだろうか。時節では、新聞に登場する不良少年から考察をはじめたい。

2. 〈不良〉と呼ばれない“不良少年”

（1）新聞記事データベースと“不良少年”

本稿では、日常語としての不良少年の登場を確認するために、読売新聞・朝日新聞の記事データベースから確認を行う。読売新聞の『ヨミダス歴史館』、朝日新聞の『聞蔵Ⅱ』で知られるデータベースは、両紙ともに明治の創刊からの紙面検索が可能である。

読売新聞は1874（明治7）年、朝日新聞（大阪）は1879（明治12）年の創刊である。これらの高度なデータベースは、記事の見出しや記事本文から検索ワードを索出できる。しかしながら、これらのデータベースの検索機能から不良少年や不良を検索した結果を、本稿の考察の資料として扱うには注意が必要である。

たとえば『ヨミダス歴史観』『聞蔵Ⅱ』データベースから不良少年を検索すると、本稿末尾の一覧のように結果が得られる。一覧から分かるように、不良少年の最も早い記事は1875（明治8）年11月4日の記事として結果が得られている。こ

の記事の内容を確認すると、芝濱松町の岡本嘉之助という今年12歳になる少年の話が報道されている。

「…岡本嘉助の倅嘉之助は…兎角わるい事として人のものを騙ったり其他いろいろな事で是まで三度も分應へ送られ…」⁽¹⁾

データベース上で不良少年を語句検索した結果として、上記の記事は検出されているが、記事内容に不良や不良少年の文字は見られない。「兎角悪い事として人のものを騙る」少年が紹介されるのみである。このように新聞記事データベースの語句検索では、検索結果として提示された記事内容を確認すると、実際には検索された語句自体が存在しない場合が多い。検索語は、記事の見出し・本文に使用された文言そのものとして検索されるだけでなく、個々の記事内容を分類する分類カテゴリーとして記事に関連づけられ検出されていると考えられる。

記事内容への語句の関連づけによるカテゴリー化はデータベース構築のなかで制作者が内容を判断し割り当てたものである。語句検索の結果は、大量の記事からあるカテゴリーを抜き出すおおよかな目安にはなるが、本稿の考察の上では補助的な役割にとどまる。本稿の考察は、データベース構築者を含む現代の私たちが類型化するまなごしの起源を問うものだからである。以下に、新聞記事上の不良少年の語の登場と展開を中心に、明治初年に生じる若者たちに向けたまなごしの変容を跡付けていこう。

（2）明治初年の少年たち

読売新聞は、日常的な事件や犯罪を他紙に比べより詳しくとりあげる傾向がある。後述の朝日新聞の検索結果の傾向と比べても、不良少年とカテゴライズされる記事がより頻繁かつ詳細に登場する傾向がある。明治期末になれば、少ない紙面の1頁の半分を占める記事として、ある一人の莫連女（不良少女）の記事が3日連続で掲載される場合もある^(注1)。一人の記者が取材で出会い、男勝りな不良少女が若者らしい心情を記者に打ち明け

るまでのストーリーをもつ記事である。読売新聞は、こうした報道傾向から不良少年の実情が伝わりやすいだけでなく、朝日新聞に比べて1874（明治7）年の創刊が古いため、時間の流れから不良少年の語の登場に至る様子がより明瞭である。

1876（明治9）年10月7日記事には、「梅婆」と「心を合わせ」盗みを働く13歳になる金太郎という「子供」が紹介されている。「常々悪いことばかり」する金太郎は梅婆と置き引きや盗みを常習しているところを逮捕されたと記事は報道している。記事は「中々太い奴ら」と悪行ぶりから彼らを表現する⁽²⁾。

1877（明治10）年10月11日の記事では、大工の11歳の息子岩吉が「餓鬼大将で悪いといふ悪い事ばかり覚え」た「小童（こぞう）」として紹介されている。岩吉は視覚障害の按摩が通れば穴を掘って落とし、子守りの頭を殴って歩き、近所では大人からも恐れられていた、と記事は結ぶ^{(3)（注2）}。

同じく1877（明治10）年12月23日の記事では、5・6歳の頃から「悪心（あくしん）が増長し、箸にも棒にもかからない奴」になった治三郎という「恐ろしい子供」が紹介されている。「十一歳なれど御不審のかど」で、呼び出された途中で逃げだし、父親が2・3日かかってようやく治三郎を見つけだした。治三郎の父親はむしろ懲役を願いたいと述べている、と記事は報道している⁽⁴⁾。

親や親代わりの大人が子どもの懲役を願い出るという行動について、明治初期の新聞には何度か類似の話題が登場する。1879（明治12）年3月11日の記事では弟の素行に悩む兄が、弟の懲治監入りを願い出ている。本所表町で「獄丁を拝命」し、監獄に関わっていた兄は、両親も持て余す「手癖が悪」い弟を引き取るようになった。兄は仕事で留守にしている間に弟に金品を盗まれても、しばらくすればおさまるだろうと我慢していた。やがて兄は病で仕事を休まざるを得なくなり、弟に病欠の連絡を職場に入れるように郵便代を持たせたが、それも使い込まれてしまう。兄の仕事は無断欠勤とされ失うことになった。二人が

生活するために弟にも奉公に出てもらうしかないと期待したが、どこへ行っても「手癖が悪く」、せっかく見つけた奉公も追い出されてしまう。たまりかねた状況に兄は2・3日の「懲治監入り」を願い出た、と記事は報道している⁽⁵⁾。

ここまでの記事の概観において、窃盗を行いあるいは暴力を振るう大人を恐れさせる「恐ろしい子供」たちの登場をみた。記事での少年たちの表現には、具体的な行動の描写の他、「手癖が悪い」「中々太い奴」「箸にも棒にもかからない」という口語的な形容が多い。「悪心が増長」という漢語的表現もあるが、これらの少年たちをひとつのカテゴリーとして表現したり、取り扱うような意識的な言葉はまだ登場してきていない。もちろん、少年たちの素行を〈不良〉とする表現は登場していない。ただ、こうした「恐ろしい子供」たちを収監する場所として懲治監が意識されていることは確認できる。

1877（明治10）、1879（明治12）年の記事では、いずれも親・親代わりの兄という親権者の立場からの懲治監入りの希望が表現されている。「獄丁」という特殊な職種という立場もあるが、年齢の幼い子どもであろうと、懲治監へ収監させるという懲罰的な制度に対する意識が確立している様子がうかがえる。現代の感覚からすれば非常に厳しい親権者の態度に見える。当時、このような被保護者に対するまなざしや態度はどのような社会的文脈の上に成立したのだろうか。素行の悪い少年をとりまく社会環境の変化を刑罰の変化から確認しよう。

3. 監獄則と「不良」

（1）明治の法改正の両義性

子どもに限らず、明治の刑罰の在り方は、近代化のなかで大きく変化したことはよく知られている。近代以前までの追放・排除を旨とする遠島などの流刑・追放刑や残虐な身体刑は廃止され、新国家は監獄－懲役による拘禁刑・徒刑による矯正的な観点へ刑罰の思想を転じた。逸脱者を懲役によって再び社会に取り込むという意味で刑罰には教育的な観点が入り込んでいる⁽⁶⁾。

刑罰に関する教育的な観点の導入は、1890（明治23）年の親の懲戒権の法制度化という形で、家族の文化に影響を与えている。明治期の旧民法には、伝統的・家父長的な特色を色濃く残すという強い批判もある。しかしながら、旧民法の成立は、近代以前にあった強力な親の権限・力の行使の制限という側面をもってたと広井（1996）は指摘する。近世まで習慣化されていた勘当・久離などの、子どもの年齢に関わりなく親が子を断絶できる強大な力の行使は民法により廃止されることとなった。もっとも実際の民法の施行は地域の多様な現実のなかで、習慣法にさまざまな影響を与えたと考えられている。勘当・久離の廃止も、子の立場を保護するためというよりも、懲治監の設立の意味と類似の「無籍無産の徒の取り締まり」という国民管理に重きがかったという議論もある⁽⁷⁾。

いずれにしても民法の改正によって子どもを懲戒場に入れ、懲治する「出願懲治」（請願懲治）は制度化された。懲治監入りを請願することは、子どもの勘当のような養育の放棄ではない。親にはあくまで監護教育の義務があり、あくまで懲治による教育の委託を意味するという側面を持つ改正であったという。

このような刑罰に対する矯正・教育的な観点には、1872（明治5年）の『学制』が始まる同年に上梓されたといわれる『監獄則』の緒言に明確に謳われている。

「獄トハ何ソ罪人ノ禁鎖シテ之ヲ懲戒セシムル所以ナリ
獄ハ人ヲ仁愛スル所以ニシテ人ヲ残虐スル者ニ非ス
人ヲ懲戒スル所以ニシテ人ノ痛苦スル者ニ非ス
刑ヲ問ハハ已ヲ得サルニ出ツ國ノ爲メニ害ヲ除ク所以ナリ
獄司欽テ比意ヲ體シ罪因ヲ遇ス可シ」⁽⁸⁾

刑と獄は、仁愛のためにあり残虐や痛苦を与えるものではない。隔離や排除ではなく、懲戒によって改善へと導くものである。こうして構想された獄舎のモデル図は『監獄則』とともに上梓され

た『監獄則図式』にX型あるいは十字型のパノプティコン状の形態をとっている⁽⁹⁾。図式には、建造物の全体像から懲役場・女監・病監・懲治監・寛役場の各室や道具・出納表までモデル化されている。この中の懲治監に幼年者が収監される。囚人たちの労働による教育的矯正を構想した『監獄則』には、第十条に懲治監に入る者への以下の規定がある。

「二十歳以下懲役満期ニ至リ悪心未タ悛ラサル者或ハ貧寒營生ノ計ナク再ヒ悪意ヲ挟ムニ嫌アルモノハ獄司之ヲ懇諭シ長ク此監ニ留メテ營生ノ業ヲ勉勵セシム」

懲治監に収監されるのは二十歳以下の懲役を終えながらも、なお悪心が収まりきらない者や、出獄後の生活が苦しく悪事に戻る疑いのある者である。監獄則は、これらの若年層を、獄司を説き伏せてできるだけ長く監獄に留め、生計を営む術を学ばせると述べ、教育的な観点を強調している。その他、年齢に関わりなく、贖罪の金額が支払えず懲役となった者、刑を終えながらも「脱籍無産」で社会復帰が難しい者など、多様な状態の人々が収監される。これらの人々を「罪囚」と区別しながら、「工藝ヲ習慣セシメ獨立生計ノ目途」が立つようになったら、望みの地で戸籍を獲得するとし、懲治監はやはり矯正・教育的施設として規定されている。

また、懲治監へは子弟の素行の悪さを懸念する親権者が希望し、入獄することも可能と考えられている。

「平民其子弟ノ不良ヲ憂フルモノアリ此監ニ入ンコトヲ請フモノハ之ヲ聴ス」

1877（明治10）年、1879（明治12）年の読売新聞記事にある「懲治監入りを願ひ」出る親権者の背景には、ここまでに見てきた『監獄則』から明確にされた教育の意志が少なからず反映されているものと思われる。若年層の懲戒や脱籍無産者への出願懲治に当時のフランスの刑法と類似が見られる『監獄則』は、急進的な内容を持ちなが

ら、財政的基礎が確立されず、計画の実施に至らなかった。しかしながら激変する明治の社会秩序形成は急務でもあった。新国家への反発、社会制度への抵抗などや脱籍無産者の出現、外国人の処遇など、増加する収監者に監獄の改変は急がれ、1881（明治14）年『改正監獄則』により新制度が施行された⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾。

4. 不良以前

(1) 不良と不品行

前節で確認した『監獄則』に記載された懲治監に入る条件には、「其ノ子弟ノ不良ヲ憂フルモノ」と「不良」の文字が使われている。若者の素行に対する表現として1872（明治5）年の「不良」の使用は、新聞記事上での初出に比べると非常に早い登場である。ただ、明治5年には『学制』をはじめ若者－教育に関わる文書が他にも登場するが管見では確認できない。

明治5年は福沢諭吉の『学問のすすめ』の連載がはじまる⁽¹²⁾。学びの理想を議論する学問のすすめで、不良を確認してみよう。「第13編 怨望の人間に害あるを論ず」では、比較的、悪しきふるまいへの指摘が多い。「人間に不徳の箇条多し」「怨望」「貪吝」「奢侈」「誹謗」と悪しきふるまいが数々登場するが、一連の態度をとる若者たちをカテゴライズし、表現する〈不良〉は登場しない。福沢の議論ではむしろ理想の学びを語る際に頻出する「品行」が目される。「第12編 人の品行は高尚ならざるべからざるの論」をはじめ、学びの重要なエッセンスとして福沢は「品行」をとりあげる。「人の見識品行」は、ただ知識が広いことによって決まらない。「見識を高尚にしてその品行を提起」するため「自ら満足することなく」励め、と福沢は激励する。

ここで福沢の「品行」の用法に注目するのは、後に確認する新聞紙上での不良少年というカテゴライズに関連して、「品行不良」が若者の様態を示す言葉として登場するからである。不良少年とは、何が良くないのか。「品行が悪い」という表現は、不良の様態を示す関連語である（様態を示す語として「行状」も散見される）。品行の語の傾向を知るために、記事を確認していくと、1872

（明治7）年からの260件の記事中、232件が1926（大正15）年までに集中する。品行は、明治・大正の人間の大切なあり方を示す言葉として使用されてきた。

生活を描く近代小説のなかにも品行は頻出する。近代小説の議論を起こした坪内逍遙は1885（明治18）年より、都市と若者の風俗も描かれる『当世書生気質』の連載をはじめた⁽¹³⁾。この小説には都市生活で「放蕩」「懶惰」にふける書生たちが登場するが、それらの書生たちは〈不良〉と表されてはいない。

一方で、「品行」は日常的な言葉として、勉強に身が入らなくなった主人公に校長が休学を言い渡す場面でも印象的に登場する。

校長「足下（そこ）は学才も乏しからず。且品行もあしからねば、是まで頼母しく思ひ居りしが、近頃何故にや学校内にて、頗るよろしからぬ評判あるゆえ、段々事の源を探り見しに、いかさま種のある事とぞ思はる。左様な不品行な所行ありては、外の学生へのしめしにならねば、退校勿論の筈なれども、又退いて観察すれば、足下の性質の沈着なる、唯一旦の卑情に溺れて、素志を挫くべき人とも覚えぬ。今より退校を命ぜんこと、いとおかしむべき次第なれば、情実幾分を酌量して罰一等を軽減なし、休学命ずべう思へるなり。此旨承知なされよ」

不良はある状態を指す用法が多く、直接的な会話の中では使われにくいとはいえ、ここでは「品行」が悪い、「不品行」という言葉が使用されている。現代では、教員が学生を評する場面で「品行」の良し悪しや「不品行」も利用されない。〈不良〉の登場以前に人間のあり方を判断する言葉として、「品行」の分析は今後の課題としておきたい

(2) ふりやうとよからぬ

読売新聞記事を資料とすると、1879（明治12）年まで不良・不良少年が現れないことが前節までに確認できた。一方、朝日新聞には同年8月に

「不良」と表現される18歳の木村たつが紹介されている⁽¹⁴⁾。読売に先立ち、朝日は若者に対する「不良」の表現を使用しているように見える。しかし具体的な記事内容は「其（その）品行（みもち）の不良（よからぬ）より」評判になっているというもので、この記事では「不良」の表記を「よからぬ」と読ませていることに留意したい。ある種の若者を〈不良〉としてカテゴライズする兆しは感じられるが、類別化し際立たせるような表現には至っていない^(注3)。

朝日新聞の1879（明治12）年の10月には、音読みの「不良（ふりやう）」が使用される記事も出ている。ただし、内容は織物会社の製品に対する告知で、「従前規則の宜しからざる弊害を改良し、萬一不良の織物を出した場合、弁償を考えるとするものである⁽¹⁵⁾。親しみやすい表現で日常の出来事を報じる読売新聞に比べ、朝日新聞では製造・販売からの「不良」製品のお知らせが多い。製品や製作物の記事では、不良（ふりやう）とルビが付され、よからぬは見受けられなかった。読売新聞では明治前半の不良製品の記事はもっとも早い1874（明治7）年に「悪茶（わるちゃ）」と表現されている⁽¹⁶⁾。読売新聞では、工場化による生産物の良・不良というニュアンスは、明治7年にはまだ感じられない。読売新聞では、人物に関する不良と関連付けられた記事以外で、物質的な良・不良を表現する文章は1885（明治18）年広島県で流行した赤痢による「栄養不良」の報道が初出になる。

読売新聞が明確に若者を不良（ふりやう）と表現した記事を掲載したのは1880（明治13）年3月である。記事は読売新聞の題字横の1面のトップに掲載された官報である。「東京警視本署録事」と題された記事は石井中警視の名前で、「甲第十六號」と号打たれている。内容は、精神の病いの者「及び不良ノ子弟等」を「教戒」するため自宅監禁するにあたり、これまでは区戸長の「奥印」を受ける必要があったが、今後は懲治監入願手続きに照らし合わせて親族の「連印」の届けのみでよいという通達である⁽¹⁷⁾。

この通達には1872（明治5）年の『監獄則』の表現にそっくりの「不良ノ子弟」が登場し、明確

に不良（ふりやう）を使用している。『監獄則』に記載された「子弟ノ不良ヲ」の文書にはルビがなく、場合によっては「子弟ノ不良（よからぬ）ヲ」と読めなくもなかったわけだが、警察の通達記事の「不良（ふりやう）ノ子弟等」を見ると「子弟ノ不良（ふりやう）ヲ」と読むのはほぼ確実だろう。公文書の漢字カタカナまじりの文章は漢語読みが妥当と思われるが、公文書の言葉として不良（ふりやう）が定着していると考えてよいのではないだろうか。

その一方で、同じ1880（明治13）年の6月掲載の読売新聞記事は、公の文書と異なる漢字ひらがなまじりのやわらかな文体で3人の常習窃盗犯の話を取りあげている。3人の首謀格は、懲治監の出入りを繰り返す「中々の悪漢（わるもの）」で、そろそろ捕まる頃合いと見て、短い刑期を狙い自首を行った、と報じている⁽¹⁸⁾。若者を対象とした「不良」という表現は、漢字カタカナまじりの『監獄則』・官報のような行政の文章中に用語として常用され、日常の出来事のような記事には使用されない傾向がある。

5. 〈不良少年〉の登場

(1) 「悪少年」

朝日新聞は、1880（明治13）年7月24日付の記事で、行状の悪い少年の紹介にあたり、不良少年によく似た「悪少年」という言葉を使用している。記事は、曲亭翁（＝曲亭馬琴）が描いた美少年の記録からの話題で、行状が悪く寺院に預けられても大人たちの手を焼かせた少年を紹介している。記事は当該の少年を「悪少年（あくせうねん）」という言葉で紹介している⁽¹⁹⁾。

「悪少年」は読売新聞では、朝日新聞より一年遅い1881（明治14）年9月に登場する。読売新聞に「悪少年」が記載された記事は、日本初の「感化院」の試みを紹介する記事でもあった。坂部寔と加藤九郎が発起人となって「府下の悪少年（あくせいねん）を教養薫陶（かうやうくんたう）の爲め感化院（かんくわねん）という學校（がくかう）様の物を設け」ることを願ひ出たと報じられている。二人は「懲治監入りを願はねば成らぬ程な頑童（わんぱく）を入院させて教育を」した

いと出願しているという。この出願に対し、府は本所林町の「建家を貸し渡」す通達をしたと記事は結ぶ⁽²⁰⁾。

発起人となった坂部寔は内務省監獄局の官吏であり、加藤九郎はこのプロジェクトに協力する新聞記者であった。「悪少年」という言葉は彼らの請願の中にあつたものである。この時期に「悪少年」の記載は記事以外の論説に散見されるが、後の不良少年の頻出に比べ、読売・朝日両紙ではこれ以降あまり見られなくなる。

後に同志社第2代社長となる小崎弘道は、坂部・加藤両氏のプロジェクトについて大いに讚え、協力のエールを送っている。小崎は同志社英語学校を卒業後、上京し1880（明治13）年に東京基督教青年会を創設、初代会長を務め、機関紙『六合雑誌』を創刊したことで知られる。小崎が創設した基督教青年会の呼称は、Yang Men's Christian Asociation という教化団体を日本語に訳したもので、「青年」という語を創出した人物でもある。以降、各地で基督教系の青年会や地方青年会が立ち上がり仏教青年会・華族青年会などへ影響は広まり続け、明治中期の民主化運動を牽引する青年会活動の起点となったことでも知られる⁽²¹⁾⁽²²⁾。

その小崎が1880（明治13）年12月の『六合雑誌』に投稿した懲治監批判の論説に、坂部と加藤両氏の試みへの期待が寄せられている⁽²³⁾。彼の議論には「悪少年」がごく自然に登場する。小崎の主張は、懲治監の対応をやめ、「懲矯院」を設立して収容せよという提案である。

「懲矯院」とは小崎によれば「凶悪ノ少年ヲ集美之レオ薫陶ヲ以テ善良ノ人民トナシテ」ゆく施設である。この必要性を訴えるために、小崎は数値をあげて懲矯院の効果を解説する。「効驗アル紐育府ノ成績」をみると、1850年から9年間に10歳以下の「悪少年」の窃盗は80%も減少している。また、20歳以下の犯罪では1850年の5508人から1860年の3588人に減少したと小崎は言う。さらに日本の「東京警視監獄計表」を参照し、若者たちの矯正の必要性を小崎は強調する。

それではなぜ、懲治監では矯正に不十分なのか。最も大きな問題点は、懲治監の雑多性にあ

る。「少年輩ノ律ニ触レテ罪人ニナルハ実ニ国家ノ一大不幸ト謂ツベシ」。懲治監の雑多な環境は、若者たちを犯罪の世界により近づけ馴染ませる危険性が高い。

そうした懸念を抱えるなかで「近頃幸ニ友人坂部君有志者ト相謀リテ府下ニ懲矯院ヲ設立」と動き始めた。小坂は友人の坂部がはじめた「府下ノ諸有志其美挙ヲ賛成シ」「悪少年ヲシテ善良ノ方ニ」導く活動に「助力アラン」として論稿を締めくくっている。

ところで、論稿では懲矯院の模範はドイツとし、その起源はイギリスにあると解説している。「安息日學校ノ元祖ナルレーキス氏一千七百八十一年ニ於テ悪少年ヲ改良セント欲シテ」はじめられたと、小崎はまとめている。

ここで小崎が「レーキス」と表記するのは、18世紀末の事業家であり教育者として知られるロバート・レイクスである。「安息日學校」は現在では教会の日曜学校として知られる。レイクスは、グロースター・ジャーナルを経営する事業者であったが、貧民子弟の生活への懸念から日曜学校をはじめたと言われる。レイクスの日曜学校はヨーロッパ・アメリカへと展開し、彼自身は社会教育の祖と評価されることもある。下層社会への教育的施設の側面を持ったレイクスの日曜学校は、やがてイギリスのパブリック・スクールの制度化に影響を与えたという。レイクス自身は宗教者ではなかったが、家族はプロテスタントの篤い信仰者であったという。日曜学校の活動には宗教的な含意がある。その意味で、レイクスの活動を起源とするキリスト者小崎の主張する懲矯院の構想にも宗教的な含意があったと言える⁽²⁴⁾。小崎が論稿において多用した「悪少年」と「善良」への含意は、同年の朝日新聞上の曲亭翁の話題に登場した悪少年と、悪の思想はどのように相異なるのだろうか。

(2) 不良少年の登場とその文脈

〈不良少年〉の語は、読売新聞紙上ではいささか唐突に出現する。1987（明治20）年読売新聞では2月22日から24日の3日連続で「東京感化院」による「不良少年」募集広告を掲載する。自

費生の欠員が10名、「入院望むの者は至急来院あれ」と広告と呼びかけている⁽²⁵⁾。

感化院の事業について、1881（明治14）年に「感化院設置願書」を提出した坂部・加藤の計画は挫折していた。東京感化院は1885（明治18）年にジャーナリストであり実業家・文筆家でもある高瀬真卿により開設された日本初の組織的な感化院である。

水戸学に通じる高瀬の感化院は、忠孝の思想を中心に家族主義的な世界観を取り入れたスタイルではじめられた。次の記事で紹介するメットライ感化院が、キリスト教式習慣をとりいれていたところから、高瀬は儒教的な形をとったという。この時期に同じく民間で開始された池上雪枝の感化院は神道の特色があったとされ、感化院は「学校のようなもの」として強い教育的な意味を持ちつつも、いずれも宗教的な精神の柱を中心においていた⁽²⁶⁾。

いずれにせよ、高瀬、池上の感化院をはじめ、この時期には各地に感化院が設置されていく。1887（明治19）年6月の読売新聞記事では、当時、日本の内務省が参考対象にしていたフランスのメットライ感化院の実情が紹介されている⁽²⁷⁾。メットライ感化院はヨーロッパにおいてもっとも施設が充実しており、常に1000人程の「感化生徒」が、農工業に従事しながら「教育を以て矯正を加え」られている。記事は、内務省が組織した感化慈善会メンバーがメットライ感化院を視察に向かう様子を伝え「我国将来の不良少年及び罪囚に改良に」大きく関わると結んでいる。

翌1888年には、東京感化院と感化慈善会の二つの記事があがっている⁽²⁸⁾⁽²⁹⁾。感化慈善会の記事では、会の役割について「救貧事業」とは違い、「不良少年を薫陶し」「教育上」「道徳上」「公安上」の問題に対処する事業に関わると紹介している。

東京感化院の記事では、感化院の実情について簡単に報告している。「矯正を加えるべき不良少年」は16歳以下を対象としているが、実際には17歳から20歳位の「品行不良者甚だ多く」入院希望が集まっている。年齢の離れた者を集めるのは感化上好ましくないので、大概の感化院は17

歳以上の入院を断っている。しかしこのたび東京感化院の院長は、別宅を用意し、17歳～20歳くらいの20名を予定したところ、すでに7・8名が集まっている。院長が考えた新しい矯正法を実験的に行うのだが、10人の不良少年中「必ず七人は改正する割合」だと院側は述べる。

こうして、疑似的な家族共同体ないし小さな共同体を意識しながら、民間によって感化院事業は展開していった。そこで目指されている矯正は〈不良少年〉をいずれかの宗教的精神に支えられながら「善良に導く」ものである。ただし各宗教的思想を背景においた場合、善に導かれる悪の在り方はそれぞれに特徴的であろう。「悪少年」を語るにはそうした難しさがある。一方で、明治5年の『監獄則』から行政的まなごしによって表現され、約10年後には民間の感化院を中心に広まる〈不良〉〈不良少年〉は、矯正という教育的観点から国家ないし社会の規範の護持、秩序の形成を求めるものである。

新聞紙上を跡付けていくと、漢字カタカナまじりの行政文章に明確に語られた「不良」は、民間の感化院の記事より少しずつ漢字ひらがなの日常の文章の中に報じられていく。

上記の点も踏まえつつ〈不良少年〉への視線の特色について確認してみよう。不良は「よからぬ」という形容から、近代化・西洋化の潮流のなかで〈不良少年〉という若者をまなごす言葉へ発展してきた。そのまなごしには『監獄則』の仁愛ならびに小崎の議論で確認したように「善良に導かれ」矯正されるべきものとして西洋的な思想を含意された教育的な側面がみられた。一方で、具体的な感化院の広まりのなかで、儒教・神道の東洋的な宗教文化による道徳的な影響も強く、〈不良少年〉の矯正は規範の護持や秩序の形成へと向かう意味もうかがえる。新聞紙上では、産業社会における製品の不良という表現に馴染む速度よりもゆったりと、感化院という若者を特別に囲う思想と施設が感化・薫陶を行う舞台として整うなかで、対象としてまなごされる〈不良少年〉はごく自然に紙面に現れた。〈不良少年〉へのまなごしの展開は、明治5年に用意された国家の制度化の

まなざしが、私たちの日常生活にやがて浸透していくプロセスでもあった。

注

- 1) 女性に向ける〈不良〉のまなざしは、男性に比べダイナミックな展開をみせる。この点についてはまた稿を改めて紹介したい。
- 2) 新聞記事内容を紹介にあたって「 」で括られた言葉は、新聞記事からの引用の言葉である。また「 」の引用内における（ ）は、新聞記事において割り振られているルビのまま、記述している。旧字体は新字体に変更している。
- 3) 不良少年に近い言葉として「墮落書生」がある。「墮落書生」の読売新聞上の初出は、1900（明治33）年3月17日の記事になる。中学生と自転車を盗み警察に厄介になっている。

参考文献

- (1) 読売新聞, 1875（明治8）年11月4日, 朝刊, 1面
- (2) 読売新聞, 1876（明治9）年10月7日, 朝刊, 3面
- (3) 読売新聞, 1877（明治10）年10月11日, 朝刊, 2面
- (4) 読売新聞, 1877（明治10）年12月23日, 朝刊, 2面
- (5) 読売新聞, 1879（明治12）年3月11日, 朝刊, 3面
- (6) 安丸良夫, 一揆・監獄・コスモロジー: 周縁性の歴史学, 朝日新聞社, 1999
- (7) 広井多鶴子, 親の懲戒権の歴史—近代日本における懲戒権の「教育化」過程—, 教育学研究, 日本教育学会, 1996, 第63巻第2号, 119-128
- (8) 司法省, 監獄則, 司法省, 1872
- (9) 司法省, 監獄則図式, 司法省, 1872
- (10) 倉持史郎, 懲治場（特別幼年監）における「感化教育」の試行と挫折—洲本分監・中村分監・横浜監獄の実践に焦点をあてて, 天理大学学报, 天理大学, 2014, 第66巻第1号, 51-77
- (11) 姫島瑞穂, 明治前期の監獄法改革—明治五年「監獄則」から明治十四年「改正監獄則」へ, 神戸法学雑誌, 神戸大学, 2008, 第58巻第3号, 71-162
- (12) 福沢諭吉, 学問のすすめ, 岩波書店, 1942
- (13) 坪内逍遙, 当世書生気質, 岩波書店, 1937
- (14) 朝日新聞, 1879（明治12）年8月21日, 朝刊, 3面
- (15) 朝日新聞, 1879年（明治12）年10月25日, 朝刊, 1面
- (16) 読売新聞, 1874（明治7）年12月28日, 朝刊, 1面
- (17) 読売新聞, 1880（明治13）年3月28日, 朝刊, 1面
- (18) 朝日新聞, 1880（明治13）年6月24日, 朝刊, 3面
- (19) 朝日新聞, 1880（明治13）年7月24日, 朝刊, 2面
- (20) 読売新聞, 1881（明治14）年, 9月11日, 朝刊, 2面
- (21) 多仁照廣, 青年の世紀, 同成社, 2003
- (22) 和崎光太郎, 明治の〈青年〉, ミネルヴァ書房, 2017
- (23) 小崎弘道, 懲矯院ヲ設ケザル可ラザルノ議, 六合雑誌, 東京青年会, 1880, 第3号, 129-137
- (24) 森重雄, モダニティとしての教育—批判的教育社会学のためのプリコラージュ, 東京大学教育学部紀要, 東京大学, 1987, 第27巻, 91-115
- (25) 読売新聞, 1887（明治20）年2月22日, 23日, 24日, 朝刊, 4面
- (26) 長沼友兄, 近代日本の感化事業のさきがけ: 高瀬真卿と東京感化院, 淑徳大学長谷川仏教文化研究所, 2011
- (27) 読売新聞, 1887（明治20）年6月1日, 朝刊, 2面
- (28) 読売新聞, 1888（明治21）年3月30日, 朝刊, 3面
- (29) 読売新聞, 1888（明治21）年5月27日, 朝刊, 3面

読売新聞における「不良」記事一覧

- 1 1874. 12. 08 [投書] ウサギ飼育の投機再燃はご免 山師の売り込みにはご注意を
- 2 1874. 12. 28 不良茶を生産した商人を処罰 品物は安倍川河原で焼却処分／静岡県
- 3 1875. 05. 01 上納金に含まれている不良貨幣を出納寮で検査／大蔵省
- 4 1875. 05. 15 [投書] 押し売り、いかもの師などゴロツキの業種あげる
- 5 1875. 07. 07 [広告] 当店の「気燈灯」 不良の節は修理／東京・日本橋 樹屋ほか2店
- 6 1875. 08. 09 親、親類の説得も聞かない不良息子、仕方なく警察に訴え／東京・芝
- 7 1875. 11. 04 12歳の非行少年、3度も逮捕歴／東京・芝
- 8 1875. 11. 19 質屋組合が不良客締め出しで取り決め 台帳に印を押させる
- 9 1875. 11. 30 埼玉県所沢辺など悪者が多く通行人は難渋 当局は調査のうえ対処を
- 10 1875. 12. 09 外国人3人が狩猟 止めに入った巡査3人は鉄砲で顔や足にケガ／東京
- 11 1876. 02. 13 [広告] 当店の「素行不良の息子を短刀で突いて殺す／東京・下谷
- 12 1876. 04. 11 訴訟用紙で、すき切れなどの不良紙は返納に及ばず、焼却せよ／大蔵省
- 13 1876. 04. 20 東京・築地の居留地で「外国人発砲」の投書
- 14 1876. 05. 18 女、かけごと、泥棒の親不孝男 逮捕されて親はやっと安心／東京・深川
- 15 1876. 06. 23 素行不良で服役中の男、妹婿に改心の手紙 筆墨の差し入れを依頼／東京・下谷
- 16 1876. 07. 29 28日付の金物屋の自殺は、13歳の息子の素行不良を悲観したのが動機
- 17 1876. 08. 17 家の物を持ち出すなど身持ちの悪い士族の息子／東京・神田
- 18 1876. 08. 19 京都の不良4人組が測量台を占拠して納涼宴会 警官にも悪態をつく
- 19 1876. 09. 19 [投書] 熟さないブドウや青い梅の販売 果物屋・八百屋は厳重注意
- 20 1876. 10. 07 泥棒させては質入れ 13歳不良少年と悪党女のコンビが捕まる／東京
- 21 1876. 12. 15 中国人6人逮捕 ばくちか、アヘンか／東京・南小田原町
- 22 1877. 02. 12 悪い車夫が横行 運賃先払いしたのに、着くと「もらっていない」=訂正 22日
- 23 1877. 02. 22 [取消]「悪い車夫が横行」の記事中、「高田紋次郎」の一件=12日付3面
- 24 1877. 03. 23 意見した実父を井戸に投げ入れて死なせた素行不良の息子が死刑に／広島県
- 25 1877. 07. 06 天候不順のフランス、イタリア 桑の生育不良で生糸高騰へ=仏紙
- 26 1877. 07. 25 華族会館が不良華族に達し 改心せぬ者は北海道に追放して重労働を経験させる
- 27 1877. 08. 15 密通の巡査(13日付既報)免職に、鼻歌うたって歩いた巡査も／横浜
- 28 1877. 08. 24 印刷不良の証券用紙は返納に及ばず、官員立ち会いで廃棄せよ／大蔵省
- 29 1877. 08. 30 川で釣り中に針に妊婦の変死体がかかる 子供の素行不良を苦に自殺／茨城県
- 30 1877. 09. 28 当紙は前日午後8時に刷り出し、緊急記事は付録に 不配の節は連絡を(社告)
- 31 1877. 10. 11 学校へ通い出して不良少年が改心 学用品は内職で購入し、勉強に励む／東京
- 32 1877. 12. 23 拘引後、宿預けの途次逃げ出した不良少年 父親は懲役を願うとか／東京・深川
- 33 1878. 01. 22 不倫の教師(17日付) 実は札付きの不良助教で、女はぬれぎぬ／東京
- 34 1878. 03. 28 息子に意見されても素行不良で自己嫌悪に陥った老人、警察に自ら斬首願う／東京
- 35 1878. 06. 01 精神障害者などの自宅監禁は、懲治監入願に準じて認可を受けよ／警視局
- 36 1878. 06. 09 精神障害者や不良子弟の座敷牢には、過酷な処置にならぬよう、警視局が注意
- 37 1878. 07. 19 素行不良の異父兄を殺した士族、本来は斬罪だが情状酌量と時効重なり免罪／東京
- 38 1878. 07. 20 埼玉県新座でサケの稚魚が成長不良、勧農局出張所で2万匹払い下げ
- 39 1878. 08. 06 東京・赤坂で馬車の要人を狙った検挙者たち(昨報) 元巡査も含まれる
- 40 1878. 10. 10 美貌の女房に魔の手、女郎に売ろうとした旧知の男が悪漢仲間と襲撃／東京
- 41 1878. 10. 19 居留地に「乞食異人」 勝手に店に入り食い逃げや乱暴、2人逮捕／横浜
- 42 1878. 11. 21 公園地の小屋に放火した少年2人を送検／東京・浅草
- 43 1879. 03. 11 弟の非行に悩む兄、紹介した奉公先も続かず、懲治監入りを願い出る／東京・本所
- 44 1879. 04. 11 泥棒重ねて拘引の息子、面会の父親に「育て方が悪い」と居直る／東京・下谷
- 45 1879. 08. 09 悪行繰り返す娘 実姉を離縁させて義兄と縁組み、村を追放される／東京・練馬
- 46 1879. 08. 10 手癖悪い良家の子供、人力車を乗り回して27円もの買い食い／東京
- 47 1879. 08. 22 放蕩の華族の弟を、平民籍へ編入のうえ、懲治監入りを願い出る／東京・小川町
- 48 1879. 08. 23 評判の札つき老女、区役所で同情買う芝居見破られ、悪態つき帰る／東京・本所
- 49 1879. 11. 25 楊弓場の女と無理心中を図った不良少年、悪事露見／東京・芝=続き
- 50 1880. 01. 18 巡査教習所を開設 新規採用者はもちろん成績不良者も入所させ訓練／警視本署
- 51 1880. 03. 28 精神障害者、不良子弟らの自宅監禁出願は親戚の連印だけでよい／東京警視本署
- 52 1880. 05. 20 稲荷社内で寝泊まりする不良少年、盗みを重ね、大小便をたれて悪臭／東京・赤坂
- 53 1880. 06. 05 実母の17回忌にと花会を開き、各戸に寄付を強要していた男を検挙／東京・本郷
- 54 1880. 06. 08 淫乱で家人を困らせる娘(6日付既報)、分署で改心を誓った直後に男と逃げる
- 55 1880. 06. 24 常習窃盗の少年3人、これ以上犯行を重ねては懲役が重くなると自首／東京
- 56 1880. 09. 09 脚気医者の娘、内縁の夫に殴られけが／東京・築地=訂正
- 57 1880. 11. 02 [広告] 利根蒸気永島丸広告 警備の警察官乗船／日本橋区両国米沢町 永島分店
- 58 1880. 12. 25 家の金を持ち出し東京見物の不良少年、無一文に焼き芋盗んだと偽り懲役場志願

朝日新聞における「不良」記事一覧

- 1 1879年2月20日 雑報川村海軍卿は両三日（体調不良で奈良へは同行せず）
- 2 1879年6月3日 此程の連雨で長柄十（菜種の生育不良）
- 3 1879年8月21日 孟母は三度居を転じて（醜聞など平気な不良娘）
- 4 1879年10月25日 東区高麗橋式丁目四（不良品は弁償する社則制定）
- 5 1879年12月4日 和歌山県下紀伊国那（和歌山県で発見の石炭油、湧出不良に）
- 6 1880年7月24日 曲亭翁が物せし美少（不良少年、寺に預けたが・・・）
- 7 1880年10月1日 日本橋四丁目に寄留（大金ネコババの人力車夫ご用）
- 8 1881年3月30日 二三日前の事とかや（十銭紙幣に印刷不良）
- 9 1881年5月10日 上州辺よりの報に曰（霖雨で養蚕不良）
- 10 1881年5月28日 聞さへ怖しき物語り（不良息子が誤解が高じた逆恨みで父母と妹を殺害）
- 11 1881年7月13日 大和国添下郡板村外（天候不良で害虫広がる）
- 12 1881年8月17日 大阪府勸業月報第六（概略摘要の続報）
- 13 1881年11月26日 今年は何処ともに夏（夏の旱魃で紅葉不良）
- 14 1882年1月8日 扶桑金剛比叡の三軍（不良な木材使用が原因との報告書）
- 15 1882年9月6日 京都洛西妙心寺門前（不良製茶に光沢づけした粗悪茶輸出分かり取り調べ）
- 16 1882年11月16日 赤髭の乱暴は珍しか（不良外国人が無賃乗車や飲食踏み倒し）
- 17 1882年11月16日 赤髭の乱暴は珍しか（不良外国人が無賃乗車や飲食踏み倒し）3面から続き
- 18 1882年11月28日 石川県加賀国江沼郡（片谷村の鉛筆良品に）
- 19 1883年8月22日 大坂精糖会社にては（早で川の塩気が混じり沈殿減じ色合い不良）
- 20 1884年3月7日 官令 内務農商務両省達第四号
- 21 1884年3月30日 滋賀県近江国愛知郡（数々の苦難克服の女性に褒賞）
- 22 1884年10月7日 本年八月在紐育領事（米国への日本茶輸出の消長）
- 23 1885年6月14日 （広告）酒仲買商 枅谷儀助 体調不良のお知らせ
- 24 1885年9月18日 飲水試験の事数件
- 25 1886年1月23日 島上島下の阿片
- 26 1886年3月7日 不良の童子
- 27 1886年3月25日 名護町の井水
- 28 1886年4月11日 影響街灯に及ぶ
- 29 1886年5月14日 寄書 拉病予防の二大急務（前号の続き）
- 30 1886年5月15日 寄書 拉病予防の二大急務
- 31 1886年5月19日 不良の水を汲て罰せらる
- 32 1886年8月25日 噫々
- 33 1886年8月26日 西区の拉病は自業自得
- 34 1886年9月11日 不良の茶
- 35 1886年9月12日 強欲は無欲
- 36 1886年10月20日 累年虎列刺流行概況
- 37 1886年10月23日 原因は松茸に在り
- 38 1886年10月30日 米況

The Birth of the Discourse over “*Furyo-Shounen* (Juvenile Delinquents)”

Tetsuji Yamamoto

This paper reviews the process of the emergence and spread of the term “*Furyo-Shounen* (Juvenile Delinquents)” from the early to mid-Meiji era, and investigates the changes in society’s view of youths and their characteristics.

As materials, we will employ newspaper accounts from the Yomiuri Shimbun and the Asahi Shimbun, and the criminal law debates over the treatment of young people at the time, intending to explore society’s perspective on youth. For the articles, we will examine how those young people, who would today be considered delinquent, used to be described.

Through analysis and discussion of these articles, we have made the following findings: 1) Expressions referring to young people as “*furyo* (delinquents)” or “*furyo-shounen* (juvenile delinquents)” began to appear in newspapers in the mid-Meiji period. 2) Before their emergence, no representative terms were identified that categorize youths as equivalent to delinquents. 3) There was a time when the term “*aku-shounen* (bad boy)” was in circulation before the popularization of the term “*furyo-shounen*.” 4) The terms “*furyo*” and “*furyo-shounen*” have the connotations of being undesirable from an educational standpoint. 5) These terms came to be prevalent in response to the institutionalization of social and moral norms into the national system.

〈翻 訳〉

エミール・レーデラー, エミー・レーデラー・ザイトラー
『日本－ヨーロッパ』第3章

舟木 徹男・貫井 隆

1. 訳者まえがき

エミール・レーデラー (1882-1939) は、東京帝国大学でも教鞭をとった戦前ドイツの世界的な経済学者・社会学者である。前号に引き続き、彼が妻エミーと共に著した日本社会論『日本－ヨーロッパ変容する極東』を以下に翻訳する。底本としてはドイツ語版 *Japan-Europa Wandlungen im Fernen Osten* (1929)¹⁾を用いる。なお、ナチを逃れてアメリカへ亡命した後に刊行された英語での改訂版 *Japan in Transition* (1938)²⁾も適宜参照する。〔 〕内の語句は、訳文において訳者が補ったものである。

今回訳出するのは、第3章「徳川時代——現代日本の文化的背景」である。前半は舟木が、後半は貫井が下訳を作った。その後、全体にわたる訳文修正作業を共同でおこなった。なお、今回の翻訳に際しては、徳川幕府の支配構造について、多くの箇所でお倉宗氏 (関西大学教授、日本近世史) のご教示を賜った。記して感謝申し上げる。

2. 翻訳『日本－ヨーロッパ』

第3章 徳川時代——現代日本の文化的背景

日本文化の諸時代は、政治的な諸時代と並行している。ヨーロッパでは、ルネサンスやバロックなど〔の文化〕は大陸全体を覆う大きな流れである。これは社会の決定的な諸要素が変容し新たな方向性をもったことで可能となったものであり、またそれらに深く規定されているが、政治的運命が外面的にどのように形成されているかということとは、比較的關係がうすい。勝者と敗者、大國と小國、君主政と市民共和政は、それぞれの時代

の形を刻印されている。〔これとは対照的に、〕日本では、国民革命〔明治維新〕の前の最後の大きな封鎖の時代、すなわち「徳川時代」は、〔その文化までもが〕一貫して政治によって規定されている。

17世紀初頭、徳川家という偉大な家系が、ようやく統一された国土を支配するようになった。徳川家は、形式上は「將軍」つまり天皇の世俗的代理者であったが、事実上は無際限の権力をもつ存在であった。日本の歴史上最も注目すべきこの時代は、自然による閉鎖性が人為的な封鎖〔すなわち鎖国〕によって完全な孤絶にまで達し、260年も続いた。しかし、1868年に「国民革命〔明治維新〕」と旧皇室の復権 (明治天皇の代。この改革の時代をさす〔「明治時代」という〕名称は、この天皇の名に由来する¹⁾) によって、その呪縛は解かれ、この国は一举に世界との交通に開かれた。

それゆえ、かの時代の文化が、当時事実上の支配権を握っていた王朝〔徳川家〕にちなんで〔「徳川文化」と〕命名されることには、それなりの妥当性がある。なぜなら、この王朝は、外交政策の遂行や公私の生活の厳格な秩序化を通じて、民族と国土を実際に形成したからである。その完成度たるや、それ以前の文化的存在の諸要素はすべて、徳川時代に与えられた形でのみ命脈を保ちうるまでのものであった。

ヨーロッパでは、「歴史的発展」はどのようなリズムで生じるのであろうか？いずれの新時代においても、過去の〔時代の〕内容は廃棄される。しかし、この「廃棄 *Aufhebung*」は、弁証法的な意味で〔つまり「止揚」として〕理解されるべき

である。世界は、新しい「生の感情」、新しい世界観から新たに基礎づけることができると信じられている。しかし、すぐに次のことが明らかになる。〔すなわち、〕結局のところ、古い文化的所産は、あらゆるものの実現が全うされる場としての生の素材であるため、新しい形態と融合すること、そして、古い文化的所産は、あらゆる革命にもかかわらず、新たな形態の中へと「止揚」されるということである。このように、ほぼ現在に至るまで、中世以降のヨーロッパの文化的な諸時代はすべて、（直接的であれ間接的であれ）古代との対決であった。ヨーロッパの歴史は非常に大きな広がりを持つ。文字通りの意味でも比喩的な意味でも、古代、ロマネスク、ゴシック、ルネッサンス、バロックの要素を〔すでに〕ファサードにおいて同時に許容している。つまり、反対の主張の中に再び自己証明を見出すべく繰り返し自己を疑問視するような、そうした精神の弁証法的な歩みを、すでにその外貌において示している。それゆえ、ヨーロッパの文化はまた、異なる様々な構成要素を自らの中に融解させ、並置と対立のあらゆる緊張の中で、生産的であり続けることができる。それは弛むことなく永遠に動き続けており、外からは〔雑多なものの〕集塊のように見える——それは実際また、永続的な脅威としてヨーロッパ文化に付随する危険でもあるのだが——ことも多く、飽くなき貪欲さで外国文化の創造物を自らの幅広いストックの中に取り込み、さらには、借り物のモチーフまで、まるで我が物であるかのように扱う。

日本人の精神の活動原理は、おのれの進路から外れることを自ら禁じている。文化の内容は、より純粋で簡素に凝縮された形へと向かって自らを洗練させ、明確にし、純化してゆく。そこからは、豊かなものや並外れたものへの発展は生じてこない。その例外は、仏教とともに流入した建築や芸術の要素である。しかし、それはこの法則を反証するよりはむしろ確証している。これらの要素は、その根本的な異質性ゆえに、日本的なスタイルによっては決して克服も「消化」もされなかった。それゆえ、例えば日光の建築物〔東照宮〕は、その構造は見事にまとめられてはいるが、そ

の装飾的造形は、借り物のモチーフをふんだんに用いているため、手に負えないほどにけげばしい。それは、まったく日本的ではないという印象を与える。これは華麗な東洋風仮構である。とはいえ、これも極めて上品な日本工芸の非の打ちどころの無い明瞭さへと翻案されてはいるが。

しかし、この彫琢において、過去はある程度消去される。それは意識の中で過去を消し去る。もし同じ諸要素が回帰してくるなら、たとえ完成度がよりいっそう精妙になっているとしても、その時代はある意味で歴史を持たないものになる。実際、徳川時代は自己完結した、最終決定版の時代のように思われる。それは、自らの諸要素を越え出でてゆくことがない。また、新しい〔明治以後の〕日本においても結局のところ克服されなかったという意味で、この時代はたしかに最終的なものである。この非弁証法的性質、つまり発展における深い分裂の欠如は、いわば自動的に伝統的なものの支えとなり、行動と造形の基準を、世代を越えて固定するものとして作用する。それによって、この形成は1600年以降、他に類を見ないほど印象的で明確なものとなり、また現在でも至るところで、日本は徳川家によって維持され型押しされてきたかのように見えている。

もちろん、1600年頃にすべてが一から始まるということではない。確かに、新しい〔徳川という〕時代は、ヨーロッパにおいてほど自然にはないにせよ、過去の遺産から実際に脱却することができた。しかし、過去のすべてが〔この〕新しい時代へと入ってゆくことができたからこそ、過去は新しい時代においても開花したのだ。かくして、逆説的ではあるが、新しい時代がヨーロッパの場合以上に完全に勝利する。新しい秩序が作られ、その中で過去のすべての要素が新たな場所を与えられる。このように、徳川政権もまたそうした新秩序を創設する。それは何も壊さないが、重点を変え、再配分し、かくして新しいものを生み出す。日本社会は独特の形を与えられており、私たちはその基本的特徴を描き出すべく努めなくてはならない。なぜなら、この世界は今なおありありと我々の眼前に存在しており、また、強力な諸集団が今でもあの時代〔徳川時代〕の原理を、よ

り強力に蘇らせようと試みているからである。

日本における徳川家の時代、つまり19世紀後半に明治時代（1868～）が始まる以前の時期は、封建時代だったと常に言われている。しかし、この封建制は独特な種類のものである。というのも、実はこの時代には、封建制よりも「啓蒙専制主義」の方が強力であったからである。封建領主である大名は、中央から牽制され監視されているだけでなく、同時に、貿易や通商の管理のみならず日常生活の造形にまで及ぶ「君主的配慮」の対象であり、手段でもあった。また同時に、この体制は宗教に基礎をもつ古代王朝の諸要素を内に秘めており、実際の支配者〔である徳川家〕は、その代弁者として振舞う。神武天皇（西暦紀元前660年）——神話的な人物ではあるが、その実在は日本の公式の歴史書においても疑う余地のない事実とされている——にまで遡る古代天皇制の支配は、すでに西暦紀元12世紀には（ここではその理由についての議論は控えるが）すでに衰退していた。たった一人の将軍のもと、同じ国家のなかで一定のまとまりを持つことがない封建領主たちは、あの何世紀にもわたる大騒擾のなか、ヨーロッパにおける領域国家の解放にも比肩しうる独立性を獲得した、と考える人もいるかもしれない。しかし、天皇の支配権が衰退していくこの時期に、幕府が誕生する。これは日本の政治史の特異性であり、その意義は日常心理からしか解明しえない。このような統治システムを——やがてはその対立物へと転化するに至るまで——最も一貫したかたちで発展させたのが徳川家であり、その統治術は日本国家の偉大な自己組織化能力を証明している。

このような日本独特の国家システムは、日本における代理の原理について詳しく踏み込まなければ理解できない。〔日本では、〕最も重要な事柄は、固有の意志を持つと見なされる仲介者を通してのみ処理される。なぜなら、自分の意志を直接表現することや、〔相手が〕反対した際に自分の考えを不愛想に押し通すことは、日本人にとってこの上なく難しいからだ。確かに、〔彼らは〕武人としての面目を保とうとし、危険に満ちた戦いを辞さない。それどころか、〔日本人は、〕相手が

人間としてではなく戦士としてのみ対峙し、慣例の枠内で様式通りに動けるような戦いを求める。一方、〔彼らが〕不安になるのは、自分の意志を相手に押し付けなければならないとき、利害関係や主張の激闘において、自分の意志を仲介なしで直接に、断固として貫徹しなければならないときである。個人的な交流の慎重な形式、相手の領分に対する衷心からの礼儀と敬意ゆえに、自分の利害関心を舌鋒鋭く表現することは禁じられている。礼儀正しく武士道にかなった諸形式からなる彼の武器庫のなかには、利害関心をビジネスライクな形で明白に、冷淡かつ無遠慮に主張するための表現手段はないと言ってよい。そのため、彼は常に自分のことは腹心の友の導きに委ねたいと考える。友人は当人に代わって、実にしっかりと確実に行動することができる。友人は、無礼になることなく、それどころか強硬な態度をとるよう課せられたことを心から遺憾に思いながら、美しい作法でもって、絶対的な義務の実行者として、動じることなく自分の任務の範囲内に留まることができる。彼は、自分が望んでいる以上に自分を追い込む必要はなく、最終的には相手の意見を聞き、それを〔帰って〕報告するだけでよい。とくに相手側も代理者だけを寄越している場合には、不和もなくスムーズに交渉が進む。交渉が打ち切られる場合もあるだろうが、不和の痕跡を残さずにすみ、当の問題がその後、双方の間で直接に言及されることは決してないであろう。あるいは、最終的な目標に到達するまで、熟考しながら段階的に交渉が進められる場合もありうるだろう。

しかし、このような日常生活の習慣は、すべての領域に及んでいる。このように、支配権はしばしば他人へと委ねられる。法律上の権力者は身を引き、自分に忠実な者に権力の行使を委ねる。これは日本に典型的な形式であり、政治の首脳部や政府において何度も目にするものだ。ヨーロッパでは、立憲政治のシステムの中で「責任ある相談役」を選ぶことが、絶対王政の克服の婉曲表現に過ぎないとするならば、日本における〔上記のような〕責任の委譲は、実際には、委任することによって自分の意志をより自由に、より純粋に発揮せんとする無意識的傾向の発露である。将軍はこ

の一般的な傾向に従っている。将軍は統治者〔たる天皇〕のための重荷を自ら背負っている。将軍が責任 *Verantwortung* を担っているということは、〔*Verantwortung* という語の〕本来の意味では、彼が悪政について弁明 *verantworten* しなければならないということでもある⁽²⁾。いかなるものも、天皇に直接届くことはない。天皇は京都の宮廷でひっそりと優雅に暮らす一方、徳川家はかつて漁村であった江戸（東京）に永続的に居を構えた。神々の子孫にとって、俗世間はあまりにも卑しく、あまりにもいかがわしい。俗世間と接触することさえ、彼らの尊厳に反するのだ。

したがって、将軍を単なる〔権力の〕篡奪者と見なすことはできない。もちろん、ヨーロッパの政治的観点からすれば、将軍は術策と暴力で支配権を篡奪した不忠の家令である。しかし、私たちが直面している幕府に関する事実は、このような表象によって完全に捉えきることはできない。こうした表象は、徳川家に先立つ人々に関しては、ある程度当てはまるかもしれない。その中には、公然たる闘争によって天皇家の権力を奪い、経済的にも衰退させた強力な人物もいて、そのため京都の宮廷は衰退し、宮廷人たる旧来の貴族たちは、自ら筆を執った書を書いて生計を立てていたと言われている。しかし、徳川家は、家康以来、静的な社会のヴィジョンを持っていた。彼らは、国土のすべての勢力を包含する社会システムを考え、それらの諸勢力を自らのイメージに合うように型にはめた。徳川家は天皇制を自分たちのシステムの中に組み入れ、京都〔の朝廷〕を持ち上げ、外見上は謙虚に従属する立場に自らを置き、天皇家の神性を回復させた。こうすることで、自分たちを高め、無際限の権力と栄華を要求する権利をすべて正当化する術を心得ていたのである。日本の天皇は名ばかりの存在であり、実権は全くなかった。特に徳川家は、〔天皇による〕君主政をめざす世俗の野心を萌芽の段階で摘み取ることに全力を尽くした。したがって、神格化された皇室に対する歴代将軍の「寛大さ」も、かなり狭い範囲にとどまっていた。例えば、18世紀初頭の実権は総計で約12万石だった。これは引退した将軍と同程度の石高であり、多く

の大名の石高よりもはるかに少なかった。

では、例えば「ドイツ民族の神聖ローマ皇帝」との違いはどこにあるのだろうか。神聖ローマ皇帝は、現実世界で自分の力能を示さなければならぬときには無力を宣告され、自らの支配権に立脚する君主であるにもかかわらず、帝国領土内で新たに台頭してきた主権者の前では、一歩ずつ後退してゆかなければならなかった。徳川家の時代には、天皇が世俗世界から完全に排除されていたため、このような屈辱からは守られていた。そしてこのことによって、まさに次の時代に君主政が復活する可能性が残された。勝利をおさめた〔明治〕維新が天皇を再び権力の座に導いたとき、将軍は〔天皇の〕代理者だったのだと解釈することができた。この歴史的な流れとその構築は、連続性が必要であること、急激な断絶を回避することの必要性を、実に明確に示している。すでに述べたように、過去は周期的に何度も克服されるように見える。しかし、過去は、形式的に存在し続けているからこそ、つねに復活するのである。

しかし、徳川家は京都の天皇を敬っているように装ってはいたが、それは実際、形だけのものであった。すでに述べたように、天皇の権威は、地上の仕事を担わせることができないほどに、霊的権能の地位にまで高められていた。しかし、〔幕府は〕同時に、人質となる皇族を、上野〔寛永寺〕の住職として江戸に住ませ続けるという用心深い措置も怠らなかった。

徳川家は、天皇制に対してと同様に、半主権的な封建領主たる大名に対してもシステムティックに対応した。大名たちは、洗練された仕方でお互いに競い合うように仕向けられていた。〔徳川家にとって潜在的に脅威である〕旧家と旧家の間には幕府の手先〔親藩・譜代の大名または幕府直轄の都市や城に配置された役人や軍隊〕が置かれた。最重要の戦略拠点〔幕府直轄の都市や城が置かれた京都・大坂・長崎など〕は、江戸〔の政権〕から直接または間接に支配されていた。大名は〔一年のうちの〕数カ月間、江戸に滞在することが義務付けられており、その家族も〔ともに〕江戸にいるため、革命的な蜂起は最初から起こり得ないようにになっていた。ここでは、「分割して

統治する *divide et impera*」というシステムが、最高の完成度に達していた。その広大なスパイ活動網はヴェネツィアの大審院のシステムよりも信頼性と完成度の高いものであり、とくに、管理の及ばぬ隠れ場所や人目につかぬ僻地は日本のどこにも存在しなかったため、陰謀の試みはすべて潰えたに違いない。幕府がこの国を平定し、外国人が往来できないよう海岸をすべて封鎖したせいで、軍隊がもはや国内では全く使えなくなり、そのため、大名の家臣であるサムライは、存在意義をすっかり失った。しかし、この新たな支配形態は封建的な装いをしていたため、サムライ階級が將軍の宮廷貴族〔のようなもの〕となることはできなかった。そのため、彼らは大名の家臣であり続け、大名の周囲に住み、江戸への移動に同行し、大大名は宮廷風の形式を一部取り入れたものの、全体としては武士階級のままであった。サムライはその生活形式のうちに古い伝統を保持していた。それは、宮廷の伝統ほど古くはないにせよ、少なくとも宮廷武士道 *höfisches Rittertum*⁽³⁾ の最盛期たる 15 世紀から 16 世紀にかけてのものである。このように、この〔武士の〕階級全体は、その存在条件が実際には消滅していたにもかかわらず、徳川家の社会システムの一要素として維持された。その結果、彼らの存在もまた、いっそう問題視されるようになった。彼らは、何か実用的な活動をするを、きっぱり拒絶したことであろう。彼らの唯一の役割は、主人の家の門番をすること、主人の従者として随行すること、そして特定の機会において、儀式の一場面に登場することだった。このような武士の多くは、精神的な生活を送っていない限りは、次第に身を持ち崩し、現実の侮辱であれ想像上の侮辱であれ、あらゆる侮辱を直ちに剣によって贖う義務があると考えた武装した怠け者として、ますます人々の生活に負担をかける不穏分子となっていったのは驚くには当たらない。多く〔のサムライ〕は「浪人」（遠くへ放浪する者）となった。こうした身の上になることは、何か暗い事件に巻き込まれたり、借金をしたりして逃げ場を失った、いわば職業上の、否むしろ身分上の運命が行き着く、最後の手段 *ultima ratio* であった。サムライは日本の公的生活

における最も重要な構成分子であり、英雄的な文学者だけでなく、役立たずの無頼漢までも輩出した階級であることは間違いない。しかし、その人数を制限することは誰も考えなかった。ここにも、伝統と化したものについては、ロマン主義的な慣習の形式を纏っている限りは、たとえ問題を孕んでいても正当なものとして承認しようとする、そうした〔江戸時代の社会の〕強力な傾向と覚悟が見られる。

しかし、この静的なシステムは、その貫徹のための手段として、邪悪な暴力行為と不誠実な術策を必要とした。それだけに、いっそう注目すべきなのは、外界からは隔離され、内部は完全に軍事化され、緊張感に包まれながらも、外見上は平和な政治形態を〔徳川家が〕構想したことである。栄誉ある過去の政治的伝統は放棄された。それは、戦争という手段によって審美家向きの平和の王国を築くためであり、また、それでいて抑制の効いた圧力を加えることによって自らの存在を維持している権力国家を、バランスのとれた文化システムを十分に洗練させることで覆い隠し、制御するためであった。

こうした統治術にみられる賢明な自制は、かつての日本の拡張政策の大失敗が残した手痛い教訓に立ち返ったものであろう。約 5 世紀にわたる混乱した封建的闘争を経て、16 世紀後半に統一された中央集権国家に近いものを築いたのは、偉大な武将にして政治家であった三人の人物であったが、徳川家の前任者である〔豊臣〕秀吉はその一人であり、彼は活動的な政策の担い手でもあった。秀吉は中国の征服を計画したが、中国は弱いという危険な錯覚を抱いていた。また、朝鮮との古い関係を復活させ、秀吉の軍隊の通過のために朝鮮の中立を勝ち取ろうとしたが、これに関しては秀吉に運がなかった。〔1592 年、〕中国を攻めるために大軍が装備され、朝鮮半島の南端にある釜山に上陸した〔文禄の役〕。防御力の弱いこの国はすぐに征服され、首都漢城（ソウル）は陥落した。〔朝鮮〕王は国の北側、中国との国境まで退却せざるを得なくなった。しかし、この勝利はナポレオンのロシアでの戦いと同様の結末を迎えた。〔李舜臣の〕朝鮮軍が海上では優位に立ち、

〔秀吉の〕船団を壊滅させたため、日本軍は後方の補給路を断たれてしまった。これに加えて、住民の敵意が高まっていた。住民は本来平和的だったが、〔日本軍の〕侵略と徴発に怒りを募らせていた。そのため、〔朝鮮の〕国土の支配のために多くの〔日本軍の〕兵力が必要となった。さらに、〔李如松が率いる〕中国の軍隊が少数ながらも登場してくると、この〔遠征の〕企ては絶望的なものとして断念せざるを得なかった。おそらく朝鮮に対する勝利も、日本側の資料（プリンクリ大尉⁴⁾もこれに依拠している）から想定されるほど圧倒的なものではなかった。というのも、すでに中国征服がかなわず、あれほど気前よく約束していた中国の領地を〔戦功あった武將に〕分配することができなくなったにせよ、〔もし朝鮮に対する勝利が圧倒的であったならば〕秀吉は少なくとも朝鮮半島を確保する程度のことではできたはずであるからだ。〔1597年の〕朝鮮半島への2度目の派兵も、最初こそ成功を収めたものの、その後は戦果が得られないままに終了した〔慶長の役〕。秀吉の死後、軍は帰還せざるを得なかったと伝えられている。勝ち続けており、〔朝鮮の〕国内に留まることもできたのであれば、なぜそうしなかったのか、と問いたくもなる。実際のところ、中国軍がどんなに大敗を喫していたにしても、日本軍の撤退の原因となったと思われる。

諸々の事実はどうであったにせよ、秀吉の後継者たちは、いずれにしても、これらの失敗に終わった朝鮮出兵の教訓を肝に銘じた。おそらく彼らはまた、秀吉が中国皇帝の使者たちとの交渉に際して甘受せねばならなかった屈辱も心に刻んでいた。〔というのも、文禄の役ののち、講和のための交渉が行われた1596（慶長元）年、〕秀吉を家臣として扱った皇帝は、朝鮮での進軍を皮肉にも忠誠を示す隊列だと解し、秀吉を「日本の王」として明文をもって承認したからである。皇帝は秀吉に王服と王冠を送付することで、いわば中国側から彼を臣下と見なしたのである。

徳川家は、このような冒険とは無縁であった。権力手段はすべて内部へと集中し、国家による慎重な規制によって支えられていた。おそらく、経済的・政治的安定化という目標をある程度達成す

ることによって、幅広い層の文化的生活を余すところなく徹底的に合理化した事例としては、歴史上唯一のものであろう。それは徹底的に考え抜かれ、首尾一貫したものであるので、その組織方法をもっと詳しく考察してみようと思う。

徳川初代将軍の家康はすでに、新秩序の原則を明確に示した規則の体系を公布していた。それは、主に以下の五つの観点からのものであった。第一に、京都の朝廷に対する注意深い監視、第二に、大名相互の精緻な相互管理、第三に、大名の厳しい経済的従属、第四に、各階層の私生活の綿密な規制、第五に、貴族のエネルギーを美的関心へと向け変えること、である。

朝廷との関係は1615〔元和元〕年に制定された特別法〔「禁中並公家諸法度」〕によって規定された。これにより、江戸の政府は京都の高官の任命を管理する権利を独占した。同じように、〔幕府にとって〕好ましい朝廷の大臣が罷免されることを、江戸〔の側〕から防ぐことができた。

朝廷に近い京都の有力家系が親密に結びつくことを防ぐために、養子縁組は親族内でしかできないよう定められた。これは特に、朝廷が名門と血縁関係を結ぶことをすべて妨げるものとなった。また、天皇家の皇子たちが養子として他の家に入ることもできなかった。ほとんどの場合、彼らは僧侶になるよう誘導された。最終的には、天皇との直接の接触はすべて禁止された。それゆえ、京都の朝廷〔の人々〕は、事実上、幽囚の身であった。例えば、天皇が国家権力の中心である江戸に旅するなど論外であった。

幕府の猜疑心は、強力な封建領主である大名に対しても向けられた。彼らの間で集団が形成されると、いかなる場合も不信の目でもって監視された。また、有力家系同士が結びつく危険を防ぐために、大名家の間の婚姻は将軍の同意がなければ認められなかった。徳川三代将軍家光は、自由な婚姻の禁止を、すでに石高3000石の家臣にまで拡大していた⁵⁾。また、大名と大名のあいだの交際も明確に禁止されていた。しかも、武家同士だけではなく「一般の」人々同士の交際に関しても、事情は同様であった⁶⁾。この禁止令は、国土が独特の蜂の巣状の形をしているため、比較的容

易に実行でき、また、数少ない戦略地点を支配している場合には、とくに統御しやすかった（ちなみに、これは中国の統治術の規則でもあり、そこでは村々の社会的閉鎖性に支えられていた）。地域間の交通と同じく大名らの居城も管理されており、とりわけ將軍の許可なく大きな修築を行うことは、許されていなかった。この禁止は、柵や堀を作ることにまで及んだ。〔幕府への〕敵意を示す砦は、何であれ設けてはならないとされたのである。

ところで、家康の時代には領地の再配分が行われており、支配体制の緊張感と安定性を高めるという観点からも、これが行われた。領地は、古くからの大名家を中心としたものと、徳川家の世襲家臣を中心としたものに分かれていた。この徳川家の直属の家臣〔譜代大名や旗本・御家人など〕は、江戸周辺の土地を確保し、戦略上の要所には必ずと言っていいほど彼らが配置された。一方、古くからの大名は、主要都市〔三都や長崎など〕からできるだけ離れたところに移転させられた。さらに、〔関ヶ原の戦い以後に〕新たに徳川家に服従した家臣たちは、それらのあいだに移住させられた。歴史のあるいくつかの旧家は、その莫大な財産つまり所領を、関ヶ原の戦い（1600年）の後に大幅に減らされた。例えば、毛利輝元の領地は8州120万5000石に及んだが、2州30万石にまで縮小〔減封〕された。他にも多くの例を挙げることができる。薩摩藩（長州藩とともに、時代の変遷を経ても現在に至るまで国家への影響力を維持している最大級の家系）だけは、南方にあるために攻撃が困難であったことから、70万石の所領を残されて懲罰を免れた。大坂、長崎などの戦略的に重要な地点は、特別な役人が管理していた。これらのことは、徳川家が実際に国土を支配していたことを証明している。幕府の支配に危険を及ぼす可能性のある旧家に、できるだけ首都〔である江戸〕から離れた場所に領地を与えたことは、確かに、当初は〔幕府にとって〕好都合であったが、その後明らかになったように、反乱の可能性を大きく高めることにもなった。

このように、大名は常に抑制され、將軍家の忠臣たちにまさに包囲されていただけでなく、軍事

力の発揮という点においても厳しい制限を受けていた。毎年¹の参勤交代は、政治的に近い者どうしが道中で合流できないよう調整され、同行する侍の数も厳格に定められていた。將軍家に召集された場合のみ、従者を引き連れて参上することが許された。大名が強大な権力を有する場合でも、それを表立って誇示してはならなかった。特別な許可なく自身の屋敷に武装した部下を集めることは許されず、20人を超える騎乗した部下を同行させることも許されなかったという。

徳川家の政治的支配は、土地の計画的な経済的搾取に基づいていた。これは大規模な企業体が存在しないことによって成立するシステムであった。將軍は生産力に対する権利を決して放棄しないことにより、ヨーロッパの封建領主よりも確実な仕方で、疎ましい家臣を干すことができる立場にあった。経済的には、徳川政権は他の封建的な政権と同様、地代を当てにしていた。そこでは、領地は注目すべき仕方で合理化されており、それは、古代の農耕文化、農民の所有地の長年にわたる正確な登録（精巧な灌漑システムと地税がこの制度の先駆者である）、きわめて広く普及している小作制度、集約的な耕作を必要とするがゆえに大規模農業よりも小作制度が有利となる稲作の普及、などに関連している。こうして領地は、一方では地代の固定化によって、他方ではその支払いや、少なくとも米〔の生産量〕を用いた計算法によって、完全に数量化されている。現在でも、各領地の経済的重要性は、知行地を支給されていたすべての人々に許容されていた生活水準から計算して判断することができる。各大名とその家臣が享受していた石高においては、その基準も中央の意に沿うことが望まれた。それは、個人の生活水準の点でも、そのような基準が〔中央によって〕設定されていたのと同様である。「所得のピラミッド」も、そうした仕方で、官僚的に構成されていた。というのも、農民の財産は、いわば生存のために必要な最小限のものしか保証されておらず、その労働の余剰分は〔封建〕家臣への年貢米として押収されていたからである。貿易や商取引は狭い範囲に限定して行われた。それらの生産と取引範囲は、消費の規制によって間接的に決定さ

れ、そうして維持された。また、収入の用途も同様である。封建的な規制でもって静的な経済システムを押し付け、また同時に、貯蓄の可能性を規制する独特の方法がとられた。とはいえ、それが完全に成功したわけではなく、当時においても進歩が、つまり生産力の動的な展開が全くなかったわけではない。

土地に対する経済的支配がどの程度までなされていたかということは、年貢米の石高を見れば簡単にわかる。当初、徳川家はそれ自身で国内に絶大な権力を有していた。彼らが重視したのは日本の中心部である。全国土の3分の1が徳川家の直轄地であり、天保3年(1832年)には、[日本のすべての土地からの]総収入3050万石のうち、徳川家の[直轄地からの]年貢米は、1100万石に達していた。明治維新の直前には、残りの1800万石のうち、約半分が将軍家直属の家臣160人、残り半分が大名106人で占められていた。徳川家から分家した3つの家系で100万石、前田家でなんと102万7千石、島津家(薩摩)で71万石など、非常に高額な年貢を受け取る家もあった。——いずれにしても徳川家は、年貢として受け取り可能な社会的生産物の大部分を、自身と直属の家臣のために確保することができた(この計算では約2/3)。福田[徳三]⁽⁷⁾によると、将軍が収穫を受け取る権利を持つ地域では、年貢は収穫量の50%であり、それ以外の地域では60%にも達していたという(これらの税は、村落共同体全体でまとめて支払われた)。ヨーロッパでは、このように統治する王朝が真の意味で生産力を支配していたことは稀である。というのも、[日本では]土地を支配することによって、生業を営む人々の労働力も意のままになるからである。支配階級が日本を完全に手中に収めたと言っても過言ではないだろう。この地代は、ここでは「政治的地代」と呼んでも差し支えないが、推定されるかぎりでは、農業の総収穫量の半分以上に達していた。何世代にもわたって——教会権力の支えを借りずして——社会で生産されたもののほぼ半分を永続的に意のままにできるようにした、成功したシステム！

このような政府のシステムは、まさに幕府が権

力と権威を有するかぎりには、全体としてはその目的に沿って機能していた。しかし、住居や服装、駕籠の使用など、私的な領域での規制となると事情は大きく異なり、これを統制するのは非常に困難であった。これらの規制措置は、一方では主人たる者の地位を高め、他方では金銭支出を制限することにより、経済不安や[経済の]膨張傾向を抑制することを目的としていた。この領域における将軍家の「国家化政策」がほとんど成功を収めなかったことはもっともである。とは言え、これらの規制は社会的身分の差を維持するのに役立ちました。それゆえ、特権階級のなかには、将軍家[のこれらの規制]を自発的に擁護する者さえいたのである。

社会での生活の中にも精神の力が宿っていることを当時のヨーロッパの野蛮な政治家よりも正しく評価した[日本の]支配者たちは、人間を扱うことにかけて途方もない確実性を発揮し、上流階級の芸術や生活の伝統を自分たちの特権になるまで高めた。(白黒の)水墨画のような高尚な芸術も、能という神秘的な劇も、商人や職人、農民には手が届かなかった。そう、能の地謡は、「高貴な場に出る資格のある」武士階級に属していたのである。当時、この厳粛で神秘的な演劇は、「大衆」つまり農民、ましてや職人や商人の前で上演することなど決して許されなかった⁽⁸⁾現在でも、実際にこの芸術ジャンルの育成は、限られた者のみが集う組織という形で、社会的な意味でも、ある程度金権主義的な意味でも、排他的な階級の手に乗ねられている)。農民や職人、商人らの階級は、絵画においても演劇においても、独自の芸術を発展させなければならなかった。それだけでなく、日常生活の用具、家、その大きさ、装飾に至るまで、金持ちの実業家や小売り商人は、それら[上流階級のもの]を厳密に模倣することはできなかった。庶民の芸術はどれも、独自の表現方法を模索しなければならなかったのである。

例えば、能における話し方や歌い方は固定的であったため、「庶民」の演劇は独自の話し方を開発しなければならず、また、能がいわば許可した素材をもとに、主題についても独自の領野を開拓しなければならなかった。モチーフが非常に豊か

で、そのスタイルの特殊性においても、演技や舞台装置の面においても、ほとんど変わらずに今日の劇場を支配している幅広い演劇作品は、こうして、いっそう活動的で芸術を愛する人々の層の要求から生まれたのである。それと並行して、美術の分野では、貴族が独占していた水墨画に代わるものを木版画の技法が見出し、発展させることに成功した。そうすることで、視覚世界の新たな領域が芸術表現に開かれ、ヨーロッパのどの芸術ジャンルでも想像できない、溢れんばかりの人気を博した。ただし、その際には、〔水墨画という〕偉大な模範例が所与のものとされ、この宮廷の世界から庶民の世界への飛躍は——少なくとも私たちの感覚では——ヨーロッパほど大きなものではなかった。民衆の芸術も、技術的に可能な範囲内で、偉大な民族の基本姿勢として比類のない、かの厳格な美的態度によって特徴づけられている。ここでも、厳選された嗜好と完璧さへの独自の執着により、崇高な素朴さという理想が堅持されている。その素朴さのうちで、自然のままに存在していた多種多様なものが輪郭づけられては溶けあうのである。

このように、〔各々の階級に〕厳密な制限を課す階級的区別は、たとえば独創的な想像力を奪うことなどなく、むしろ芸術の種類の拡張をもたらししている。このことは、この民族の生産的な本質的諸力を証明するものである。つまり、これらの諸力は、基本的に常に同じ法則に従っている。新しい素材の使い道が試され、新しい形態が生まれるが、古来の息吹もそこには吹き込まれているのである。

日本の通人の繊細な感覚では、大衆芸術である彩色木版画〔浮世絵〕が、貴族の水墨画と同列に扱われることはないであろう。そして、日本人が外界に対して抱いている情感を最大限に具現化することが、この芸術技法〔水墨画〕の本質であることは間違いない。すなわち、いまにも消えてしまうような現れの最も本質的な部分を、表現の究極的簡潔さによって〔表すのである〕。それにもかかわらず、動くものの全体の官能的な魅力が捉えられている。この芸術技法に固有の最大限の自己抑制によってこそ、この逆説を達成することがで

きたのである。

しかし、他の「低次」の芸術様式やその技術をより詳細に検討すると、それらは各々、その技術的手段に最も的確に対応するかたちで、日本人の世界観を完璧に具現化していることがわかる。時に大胆な奇抜さをも見せる発想の豊かさとモチーフの多様さ。しかし、それらは（一見大胆に見えるが）、あくまで、余すところなく検証済みの、平衡のとれたシステム内で行われる戯れなのである。構成上の着想や繊細な驚きは多くあるが、それらはいつも決まって、古来のヴィジョンのために存在するのだ。考えうるかぎり最も見事な、いや、最も豊かな発展を遂げた、生産性の高い芸術様式。これは全体として、全ヨーロッパの一時代すべてを支配した、偉大な歴史的諸様式の一つに匹敵するものであろう。しかし——〔そのような時代は、日本人という〕一つの民族の全歴史の中で、たった一度きり〔すなわち徳川時代〕しかないのである。

260年に及ぶ平和な時代は、ヨーロッパの文化国が享受したことがないほどの規模で秩序立った発展を遂げ、日本の貧相な土壌を草木生い茂る庭へと変え、商業を最も豊かに発展させ、地位の高い者の富だけでなく、広く庶民層の繁栄をも確かなものにした。この人工的な保護の囲いの中で、特有の生活形態とそれを支える技術や才能が、まさにその完成の頂点に至るまで連続的に発展してきた。特に、手工芸品の進歩がそのことを物語っている。おそらくどこも真似のできない、食道楽と育種の、あの理解を超えた組み合わせが、その成果のすべてに痕跡を残している。〔このことは〕たとえば、日本の焼き物の最も瑣末な一品を見るだけで、一目瞭然である。目利きや「専門家」でなくても、それが日常的にさまざまな仕方です素朴に用いられる様を目にすれば、脈々と受け継がれる日本の芸術製作の特徴を、うっとりとした気持ちで見とることができる。その造形しやすい素材は、そのような〔製作者の〕心の動きを快く受け入れてくれるのだ。大きなものでも小さいものでも、何に対しても同様に、生き生きとしたものの微細な刺激や色調の趣を享受すること。また、自然の繊細さや浮遊感を形にして浮かび上がらせ

続ける比類なき能力。その逆もまた然りである。自然そのものを芸術的なものへと高める絶え間ない努力。すなわち、形を与えることによって素材を洗練させ、新たに、そして完全な仕方で素材に語らせる努力。このことは、造園や建築によって自然景観に形を与えることのうちに、最も明確に現れている。自然と芸術〔人工〕の要素が相互浸透することで、意識のなかで自然と芸術、存在と形式の境目が曖昧になる。それゆえ、(外部に位置する人間 *outsider* にとっては) この世界の何かを把握しようとするかぎり、この世界の存在に最も親密に没頭する必要がある。自然なものと芸術〔人工的なもの〕の柔軟で生き生きとした関係へ目を開く人にとってのみ、その関係はいたるところで、あらゆる所作や、その所作を可能にする物において、その響きを聴かせるだろう。その内なる意図に忍耐強く耳を傾ける方法を知れば知るほど、より明確に、世界に対するこの情感の息づかいを、さまざまな物の内にふとした時に感じるようになる。しかし、どんなときも、個々のものが全体から切り離されることはない。日本人の手による繊細で精緻な作品は、しばしば、また誤解のもとに語られているが、その目に見えない生活様式を何かの形で経験したことがなく、個々が全体とどのように関係しているかを知らない人にとっては、その作品は無言のままであり、とるにたりない小物にすぎない。しかし、自らの日常生活のさまざまな身近な要素のなかで、物の形の繊細な戯れを享樂的に追いかけることのない日本人は存在しない。その度合いはいくらか減ってはいるものの、今日でも変わらないのだ。ある人は、心のこもった丁寧な手の仕草に気を配る。そうしてその手は、例えば、素朴な仕上りの茶会の道具の一つである上品な茶碗を包み込む。あるいは、この上ない幸福感の表現に気を配る。そうしてその人の視線は、技巧的な生花の、優美で奇抜な形象に注がれる。

そして、この美的洗練は、常にそれになじんでいる宮廷階級〔の人々〕に限ったものではなかった。その影響は——現代の図版が証明しているように——かつては戦士として恐れられる必要があり、このような美的規範の過度な繊細化を原理的

に嫌っていた武士階級にも及んだ。それにとどまらず、さらに商人の世界、さらには農民の世界にまで広がっていった。この時代、洗練された生活様式が大衆全体に浸透し、大衆教育が高水準に達した。読み書きの知識が、日本語の文字の特徴に下支えされ、造形美術への関心と能力をも呼び覚ました。民衆の住宅もその性格を変え、中国南部の様式——それはずっと以前に極めて日本的な形で偉人の邸宅に取り入れられていたが——を模倣し、構造にみられる例の端的な取り澄ました感じ、色と形の繊細な落ち着きを獲得した。〔ただし〕それは、その特徴上、それをさらに乗り越えて差異化して〔弁証法的に〕発展するのではなく、より微細な洗練へと際限なく進んでゆくほかない。

他方、外部からの新しい刺激が欠如しており、また、伝統を崇拝する生来の傾向があるために、〔新しい〕創造と単なる〔伝統的な〕技術の境目は、次第に目立たなくなっていった。こうした厳しい自己鍛錬を課す流派では、あらゆる創作物の既定の〔伝統的な〕可能性を目の前に与えられてしまうと、天才の言わば粗削りな現れ、束縛を解かれた深遠で独創的な個性の高揚 *Elan* は、狂ったような叫びとしてしか受け取られなかった。ここでは、ヨーロッパ的な「天才」が、例えば「シュトゥルム・ウント・ドラング」〔疾風怒濤の時代〕における、その時代全体のシンボルとなることは一度もなかった。

この「自己展開だけを目指して紡がれた平穏な世界」を、遠く離れた外界の出来事が揺るがすことはなかった。ただし、より活動的な人格の持ち主は、日常生活すら規格化して規定する宮廷の形式、厳格な儀式の終わりにき調和に束縛されていると感じていた。決められた人生行路に縛られ、絶望的に戦ったり、悲劇的に没落したりする余地すら与えられない状態で、彼らは無力に活力を浪費していた。何度も反抗が企てられたが、結果はいつも同じで、謀反は血祭りにあげられた。後の革命〔明治維新〕について語られることとなった解放伝説のなかで、この蜂起の先駆者としてその運命と行動を再解釈されたこれら英雄たちを扱った小説や戯曲は、今でも大部分が人気を保っている。

る。しかし、世界史的に見てもユニークなこの〔鎖国中の〕システム全体は、何世紀にもわたって民衆と多くの傑出した人々が耐え、支え、形作ってきたからこそ可能であった。またそれは、全体として見れば、ある文化の型を実現すること、すなわち、ある文化の型の中に潜むあらゆる洗練の可能性を実現することに使命を見出した時代であった。私たちは次のように知った。この精緻な生活秩序の時代は、その背後にある支配的な意志によって、形成的な精神をさらなる洗練と改良へと駆り立てるだけであり、自己や世界に対して当てもなく実験を行うことや、幻想を抱いて新たに何かを形作ることへと駆り立てるものではない。こうして、外国から隔離されたことで、この文化形態の特徴、すなわち、自信を持ってそれ自らの内にとどまり、外部からの刺激なしに、より純粋に自らを完成させる、という特徴が初めて可能となった。中国からも新しいものは入って来なかった。過去から引き継がれてきたものが、この時代に決定的な変化を遂げたのである。このように、この時代は決して停滞ではない。それはますます独自の軌道に沿って成長し、その形態においてますます完璧に自己を充実させ、あらゆる社会層において生産性を増す。そして、古き伝統を組み合わせ、保存することにおいても、また、大衆がさまざまな種類の新しい形態を創造することにおいても、賑やかではあるが統一性を見せている。それと比べれば、ギリシア的世界観ですら、あまりに多様で混乱して見えるかもしれない。

伝統にこだわる傾向は、一般的に言って、ヨーロッパにはない特殊な態度、つまり、時間に対する独特な関係を示している。形成的な精神が活動的に自己を駆り立てることがないからこそ、時間は過去と未来の両次元に向かって、比較的区别なく、同じような仕方で伸びていく。このように、時間はヨーロッパにおけるそれよりも、言わば、同質的である。さらに強調して言えば、日本人は、古い祖先との共通点が、親世代との共通点に比べて少ないということにはならない。現在でも先祖の美德は生きている。逆に、例えば歴史を何も知らない子供の意識からすれば、その祖父世代は、すでに神話的な、遠い過去の領域に属してい

るものだ。とくに今の日本人の意識からすれば、その祖父たちは、実際まだ古き時代を——すなわち中世——生きていたのである以上、そのように思われるのも無理からぬことだ。環境、社会、国家、大衆の根本的な変化が、人々の意図を超えたところで、外的条件の段階的な変化や状況によって有機的に生じたとしても、その変動が事実として〔人々の意識において〕定着することはほとんどない。というのも、日本人の意識は、言わば時間的な変化を、当たり前の前提条件としてはいいからである。新しいものは、〔新たな〕性質〔を持つもの〕として経験されることはなく、いわば、〔既存の〕特定の時間と空間の内に位置を占めるだけである。人は気づかぬうちに新しいものに自分自身を同化させ、自らがこれまで生きてきた古来の背景と一緒にそれを成長させる。ヨーロッパの人々、例えばドイツ人が、変化に乏しい時代に、新たに発生したもの、新たな状況から強制されたものであっても、あらゆる法律を先祖代々の古き法律として認識し、感じ、尊重していたように、日本人も、年月というものに対する鋭敏な感覚、すなわち、細かな計算をするための鉛筆を持っていない。これはとくに、文化システムの全体構造に決定的な影響を与えないような変化に関して言えることである。一方、〔飛鳥時代の〕仏教の受容や、〔幕末から明治にかけての〕突発的で衝撃的な出来事とともに生じたヨーロッパ文明の浸透などの激動であれば、〔日本国内での〕いかなる一連の発展からしてもいっそう外部的で、劇的な決定的事件だと感じられる。このこともまた、〔日本の時間感覚にとっては〕連続性こそ自然であるということ、そして、新しい決定的影響が日本社会の全体的気質と融合することは困難であることを示している。

1600年頃に始まったこの自己完結した世界、文化システムは、実際、今日でも至るところに見られる。その遍在性の度合いたるや、ヨーロッパの古き時代の文化システムの場合とは比較にならない。後者は、新しい社会勢力にととの昔に取って代わられている。明治時代以降、日本の芸術と日常生活は、外国人が確認できる範囲では、原則として、新しい固有の表現を見つけることができ

なかったと言ってよいだろう。たしかに、芸術を生み出す時代精神は、伝統的な名人芸と熟練の技術によって、何度も何度も新たな傑作を生み出してきた。しかし、これらは旧来のものの変種に過ぎないのだ。家や服、道具などと全く同じように、芸術も世代を超えて受け継がれている。今日、日本の富裕層が庭付きの日本家屋を建てる場合、何世代も前と全く同じ方法で、伝統に忠実に建てることになるだろう。彼は同じ素材を選び、部屋の配置や寸法も同じにする。熟練者の目しか、古い家との違いを見抜くことはできないだろう。また、生計への関心、社会的名声、地位が上昇した家々の要求、そして最終的にあらゆる社会階級と特権の廃止が、社会のシステムに大きな混乱をもたらしたとしても、〔人々を〕取り巻く世界は、それが日本的であり続ける限りは、その影響をほとんど受けないのだ。確かに、ヨーロッパの慣習や輸入品の影響で、細かいところではいろいろと変わっている。しかし、基本的な性格までは損なわれていないのである。今日の日本の家においても、ヨーロッパからの一定の影響が散見されるのを除けば、広重⁽⁹⁾や春信⁽¹⁰⁾の絵の中で出逢うものと同じ用具を発見することができる。人々の所作は200年前と同様であり、同じ服装を——特に女性は——している。何を着るかは、家の構造と関連があり、人の動きや振る舞いに決定的な影響を及ぼしている。また、衣服、建物の形、部屋の調度品は、各々の目的が関連し、互いに完璧に調整されており、人間のすべての所作や作法は、ほとんど必然的にこの枠組みの中できれいに形作られる。これもまた、〔昔からの〕習慣、形態、精神がヨーロッパと比べて根強く残っている多くの理由の一つである。一方ヨーロッパでは、外的な生活形態も〔日本と比べて〕はるかに柔軟な構造を持つ。それに対応して、話し方は言うに及ばず、歩き方や座り方さえも、一つの「時代」(言い換えれば、非常に短い一つの歴史的段階)の表現として、日常生活に必要なすべての条件とのあいだで、多かれ少なかれ円滑な調和を保ちつつ、変化し続ける。

徳川体制は、日本の生の様式が持つ内向きの傾向を、自身の権力保持のために、言わば未来永劫

に維持するためのものであった。日本があたかも密閉された牢獄のように自閉することが可能だった理由は、このようにしか説明できない——同じ時代に、地球上の遠く離れた人々〔ヨーロッパ人〕は幾多の政治・社会革命をとうに経験して、すでに新しい時代の息吹を感じていた。

しかし、徳川家の最も洗練された政治術——この相続財産は、由々しきことに、国家的革命〔明治維新〕のはるか前に制度疲労を起こしていた——をもってしても、日本が新しい時代の渦に巻き込まれるのを防ぐことはできなかっただろう。日本は〔外国から〕距離をとっていたものの、現実の基盤は、後述するように、大きく変化している。幕府や大名に仕える者の工芸品が豊かに発展し、幅広い庶民階級の繁栄と文化的向上の土壌がもたらされたのは、これまで見てきたとおりである。工業生産の発達と洗練は、必然的に資本としての富の蓄積につながり、その結果、より自立的な精神の成熟をもたらした。しかし、それと平行して、またそれとは対照的に進化したのが、武士階級の衰退である。武士階級は、長い強い平和の間にその役割を失った。社会の伝統的な戦争の様式と、ますます一般的になりつつある文化的洗練の矛盾によって、経済的に脆弱な武士階級は、封建領主による搾取、そればかりか多くの庶民階層の債権者の搾取の無防備な対象になった。こうして、思想的には他のどの社会階層よりも伝統的であったこの層が、最も早く、最も大胆に、自らの内に憤りの火種を生み出し、支配体制に対する革命闘争の担い手へと発展していったのである。

この闘争の歴史における日本の典型的特徴は、永遠の王朝という古くて崇高な権威の復活という旗印の下でこの闘争が繰り返されたということである。そこに付き纏っているのは、解き放たれた救済イデオロギーを憧憬と共に夢想することである。人々と神の皇室の再統一が、滅びゆく権力の束縛からの救済と、真の日本精神の再生を同時にもたらすとされたのである。

ここでわかるのは、文化的基盤の影響により極めて変化に乏しいシステムにおいてさえ、社会経済分野における歴史的経過の単純な法則性が、

徐々にこのシステムを弛緩させてゆき、最終的には絶対的な確実性のもと、システムを転換させるに至るということである。支配者の前景的な意図が強制と馴致によって完全に実現された状態になってゆく間に、〔後景においては〕この社会構造全体が、その投錨地から気づかぬうちに切り離されるのである。

日本の内海を穏やかに安全に航行する小舟。完璧な構造を持ち、技巧をこらした、ごきげんに三角旗を揚げた古き日本という小舟——漕ぎ手の意思に反して大海原に駆り出されたこの小舟は、うまく波を乗り越えてゆくことができるのだろうか。

このはっきりした目的を持つ小舟は、現代の巨大な汽船に生まれ変わったら、一体どうなるのだろうか。

参考文献

- 1) E. Lederer, E. Lederer, Seidler. 1929 "Japan-Europa Wandlungen im Fernen Osten" Frankfurter societäts-druckerei g.m.b.h.
- 2) E. Lederer, E. Lederer, Seidler. 1938 "Japan in Transition" Yale University Press.

注

- (1) レーデラーの誤解。もちろん実際には明治という元号が先で、そこから「明治天皇」という言い方が派生した。なお、明治天皇の名は睦仁（むつひと）、幼名は祐宮（さちのみや）。

- (2) ドイツ語の *verantworten* は「～の責任を負う」という意味だが、語幹の *antworten* は「応答する」の意味であり、そこから名詞 *Verantwortung* は「応答責任；弁明責任」の意味となる。

- (3) 不明。

- (4) フランシス・ブリンクリー (Francis Brinkley 1841-1912 年)。イギリスのジャーナリスト、海軍軍人。慶応3 (1867) 年日本公使官付武官補並びに守備隊長として来日。明治4 (1871) 年から海軍砲術学校主任教師を約5年間務めた。水戸藩士の娘と結婚し帰国しなかった。日本語にくわしく、新聞記者・日本美術鑑定家として親日的立場で日本を広く海外に紹介した。

- (5) 実際にはもっと石高の少ない家臣にかんしても当てはまった (小倉宗氏のご教示による)。

- (6) これはおそらくレーデラーの誤認であり、当時は庶民婚姻に関しては、幕府や藩などの許可が求められる制度はなかった (小倉宗氏のご教示による)。

- (7) 福田徳三 (1874-1930) 明治後期から昭和初期にかけての代表的経済学者。

- (8) 徳川幕府は能を保護した。2代將軍徳川秀忠は、能と狂言を幕府の式楽と定め、大和猿樂四座と喜多流が公認された。これにより、能の社会的地位が確立された。しかし、能は庶民の間でも根強い人気を持っていた。

- (9) 歌川広重 (1797-1858 年)。江戸後期の浮世絵師。「東海道五十三次」「名所江戸百景」などを発表。

- (10) 鈴木春信 (1725?-1770 年)。江戸中期の浮世絵師。代表作「座敷八景」「雪中相合傘」。

龍谷大学社会学部学会会則

制定	平成元年 4 月 1 日
一部改正	平成10年 6 月24日
一部改正	平成13年 3 月21日
一部改正	平成15年 3 月12日
一部改正	平成18年 9 月27日
一部改正	平成19年 3 月13日
一部改正	平成22年12月15日
一部改正	平成24年 7 月18日
一部改正	平成29年 5 月31日
一部改正	令和 3 年11月17日

(名称, 事務所)

第 1 条 本会は、龍谷大学社会学部学会と称し、事務所を龍谷大学瀬田学舎社会学部内に置く。

(目的)

第 2 条 本会は、社会学、社会福祉学及び隣接諸科学の学術研究を推進することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 機関誌『龍谷大学社会学部紀要』の発行
- (2) 学術講演会, シンポジウム, 研究会等の開催
- (3) 学生会員の研究支援
- (4) その他本会が必要と認める事業

(構成)

第 4 条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 普通会员 龍谷大学社会学部に所属する専任の教員及び本会の趣旨に賛同する龍谷大学の専任教員
- (2) 学生会員 龍谷大学社会学部及び龍谷大学大学院社会学研究科の学籍を有する学生
- (3) 賛助会員 前 2 号以外の者で、本会の趣旨に賛同する個人又は団体
- (4) 名誉会員 本会の会員であった者で、龍谷大学の名誉教授である者、又は 10 年以上本会の普通会员であり龍谷大学を退職した者で、常任委員会が認めた者

(会長及び諸委員)

第 5 条 本会に以下のように会長及び委員を置く。

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 会長 | 1 名 |
| (2) 庶務委員 | 2 名 |
| (3) 会計委員 | 2 名 |
| (4) 『龍谷大学社会学部紀要』委員 | 3 名 |
| (5) 『龍谷大学社会学部ジャーナル』委員 | 3 名 |
| (6) 事業委員 | 3 名 |
| (7) 学科委員 | 各学科 1 名 |
| (8) 会計監査委員 | 2 名 |
- 2 前項の諸委員を同一人が兼ねることはできない。

(会長及び諸委員の選任と任期)

第 6 条 会長は、龍谷大学社会学部長をもって充てる。会長に事故ある時は、庶務委員が共同してその職務を代理する。

- 2 前条第 1 項第 7 号委員（以下「7 号委員」という。）を除く同項の各委員は、会長が普通会員の中から委嘱し、評議員会に報告する。7 号委員は学科で選出する。
- 3 各委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。途中退任の場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし 7 号委員の任期は学科で定める。
- 4 前条第 1 項第 4 号から第 6 号の委員は、それぞれ委員会を構成する。各委員会に委員長を置き、各委員長は、各委員会において互選する。

(会長、各委員会及び委員の職務)

第 7 条 会長及び各委員会並びに委員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会の業務を統括し、本会を代表する。
 - (2) 庶務委員は、本会の庶務を処理するとともに、会長を補佐する。
 - (3) 会計委員は、本会の会計を処理する。
 - (4) 『龍谷大学社会学部紀要』委員会は、同誌の編集発行に関する事務を処理する。
 - (5) 『龍谷大学社会学部ジャーナル』委員会は、同誌の編集発行に関する事務を処理する。
 - (6) 事業委員会は、前 2 号を除く本会の事業を企画、立案、運営する。
 - (7) 学科委員は学科を代表して本会と連絡調整を図る。
 - (8) 会計監査委員は、本会の会計監査を行う。
- 2 本条第 1 項第 4 号から第 6 号の委員会は、その事業の企画、立案、運営にあたり、委員会の判断で普通会員あるいは学生会員に参画を求めることができる。なお、参画に当たり経費を伴う場合は、あらかじめ常任委員会の承認を得るものとする。

(常任委員会)

第 8 条 本会の円滑な運営のために常任委員会を置く。

- 2 常任委員会は、会長、庶務委員から 1 名、会計委員から 1 名並びに第 6 条第 4 項の各委員長及び 7 号委員をもって構成する。
- 3 常任委員会は、会長が招集し、議長となって次の事項を処理する。
 - (1) 予算案・決算案の作成
 - (2) 事業実施の承認
 - (3) 会員の入会・退会の承認
 - (4) その他必要な事項の審議
- 4 常任委員会の議決は、出席者の過半数以上の同意による。

(評議員会)

第9条 本会に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、普通会員全員で構成する。
- 3 評議員会は、会長が招集し、議長となり、本会の予算決算及び必要な事項を審議する。
- 4 評議員会の議決は、出席者の過半数以上の同意による。

(会計)

第10条 本会の経費は、入会金、年会費、龍谷大学からの助成金、事業収入及び寄付金をもって充てる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(入会金)

第12条 本会への入会に際しては、入会金2,000円を納入する。ただし、学生会員、賛助会員及び名誉会員は、入会金の納入を免除される。

- 2 入会金の納入時期は、入会時とする。

(年会費)

第13条 普通会員は、年会費4,000円を納入する。

- 2 学生会員は、年会費4,000円を半期ごとに2,000円ずつ納入する。ただし、休学中は当該期間の会費納入を免除される。
- 3 賛助会員は、年会費4,000円以上を納入する。
- 4 名誉会員は、年会費の納入を免除される。
- 5 年会費の納入時期は、普通会員は原則として毎年6月とし、学生会員は毎年4月、9月とする。賛助会員及び期中に入会した普通会員の年会費の納入時期は、入会時とする。

(改廃)

第14条 この会則の更改は、第9条第4項の規定にかかわらず、評議員会において出席者の3分の2以上の賛同を要する。

付 則

この会則は、平成元年4月1日から施行する。

付 則 (平成10年6月24日)

平成10年6月24日一部改正。同日より施行する。

付 則 (平成13年3月21日)

平成13年3月21日一部改正。同日より施行する。

付 則 (平成15年3月12日)

平成15年3月12日一部改正。平成15年4月1日より施行する。

付 則 (平成18年9月27日)

平成18年9月27日一部改正。平成19年4月1日より施行する。

付 則 (平成19年3月13日)

平成19年3月13日一部改正。平成19年4月1日より施行する。

付 則（平成 22 年 12 月 15 日）

平成 22 年 12 月 15 日一部改正。平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

付 則（平成 24 年 7 月 18 日）

平成 24 年 7 月 18 日一部改正。平成 25 年 4 月 1 日より施行する。ただし、平成 24 年度以前に入会した学生会員及び賛助会員については、なお従前の会則による。

付 則（平成 29 年 5 月 31 日第 5 条改正）

この会則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 3 年 11 月 17 日第 4 条，第 6 条，第 7 条，第 8 条，第 12 条，第 13 条改正）

この会則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項第 4 号，第 13 条第 2 項本文及び同条第 5 項の改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

『龍谷大学社会学部紀要』規則

平成元年 6 月 14 日 制定

第 1 条 この規則は、龍谷大学社会学部学会会則第 3 条に基づく機関誌『龍谷大学社会学部紀要』（以下、『紀要』とする。）の発行について定めるものである。

第 2 条 『紀要』は、原則として毎年度 2 回発行する。

第 3 条 原稿の募集、編集及び発行は、『龍谷大学社会学部紀要』委員会（以下、委員会という。）が行う。

2 原稿の掲載は、委員会が決定する。掲載を見送った場合は、その理由を委員会から、執筆者に通知する。なお、博士課程・修士課程在学中の学生会員の掲載を見送った場合は、指導教員及び執筆者の双方に通知する。

3 原稿の投稿は、普通会员、賛助会員、博士課程・修士課程在学中の学生会員及び名誉会員とする。なお、博士課程・修士課程在学中の学生会員が投稿する場合、あらかじめ指導教員の指導を受けなければならない。

4 普通会员、賛助会員、博士課程・修士課程在学中の学生会員及び名誉会員を筆頭執筆者として非会員が共同執筆した原稿を掲載するにあたっては、非会員は掲載料（2,000 円）をあらかじめ納入するものとする。

5 普通会员を筆頭執筆者とする場合に限り、学生会員は共同執筆者として原稿を投稿できるものとする。

第 4 条 原稿は、論文・調査報告・研究資料・研究ノート・書評論文・書評・翻訳等（以下、論文等とする。）とする。

第 5 条 論文等の執筆は、次の要項によるものとする。

(1) 論文等は、未発表のものに限る。

(2) 論文等の分量は原則として以下のようにする。

ア 論文は、30,000 字以内

イ 調査報告・研究資料・翻訳は、50,000 字以内

なお、翻訳は、著作権者からの許諾を必要とする。ただし、著作権が失効している場合はその限りでない。

ウ 研究ノート・書評論文・書評は、12,000 字以内

(3) 論文等には、必ず英文タイトルを添付するものとする。

(4) 論文・研究ノートには、必ず和文要旨（400 字程度）を添付するものとする。

(5) 論文等は、原則として横書きとする。

第 6 条 削除

第 7 条 掲載論文等の著作権は執筆者に帰属する。本学及び国立情報学研究所等が論文等を電子化により公開する際は、複製権及び公衆送信権の行使を社会学部学会に委託するものとする。

第 8 条 本規則の改正は、常任委員会の議によるものとする。

第 9 条 本規則は、平成元年 6 月 14 日より実施する。

付 則

1 平成 13 年 4 月 27 日改正

2 平成 15 年 4 月 24 日改正

3 平成 17 年 5 月 11 日改正

4 平成 17 年 7 月 13 日改正

5 平成 18 年 9 月 27 日改正

- 6 平成 20 年 11 月 25 日改正
- 7 平成 24 年 1 月 17 日改正
- 8 平成 24 年 10 月 16 日改正
- 9 平成 28 年 5 月 11 日改正
- 10 平成 28 年 11 月 9 日改正
- 11 平成 29 年 10 月 10 日改正
- 12 令和 2 年 5 月 27 日改正
- 13 令和 3 年 5 月 19 日改正
- 14 令和 3 年 11 月 10 日改正

(ただし、第 3 条第 3 項の名誉会員に係る改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。)

社会学部学会会員

(50 音順)

会 長	井 上 辰 樹								
社会学部紀要委員	大 塩 まゆみ	久 保 和 之*							
	松 岡 亮 二								(*は委員長)
庶 務 委 員	五十嵐 海 理	工 藤 保 則							
会 計 委 員	時 本 義 昭	三 谷 はるよ							
社会学部ジャーナル委員	金 子 龍太郎	田 村 公 江							
	椿 原 敦 子*								(*は委員長)
事 業 委 員	今 野 勝 幸*	築 地 達 郎							
	筒 井 のり子								(*は委員長)
学 科 委 員	栗 田 修 司	津 島 昌 寛							
	渡 邊 悟 史								
会 計 監 査 委 員	土 田 美世子	李 相 哲							
普 通 会 員	有 蘭 真 代	井 田 千 明	井 上 見 淳						
	猪 瀬 優 理	大 西 孝 之	川 中 大 輔						
	黒 田 浩 一	坂 本 清 彦	櫻 井 脇 想						
	佐 藤 彰 男	鈴 木 智 舞	砂 高 田 満						
	清 家 竜 介	高 岡 智 子	畑 中 明 彦						
	高 松 智 画	立 田 瑞 穂	古 仲 哲 彦						
	樽 井 康 彦	内 貴 千 里	畑 中 哲 雄						
	藤 田 悟 史	舟 橋 健 太	古 松 義 介						
	前 川 貴 郷	松 浦 真 保	山 古 呂 司						
	宮 本 美 芳	村 澤 真 竜	李 山 復						
	閻 田 健 一	吉 渡 田 辺							

執筆者紹介（掲載順）

田 中 明 彦（社会学部教授） 山 本 哲 司（社会学部非常勤講師）*

舟 木 徹 男（社会学部非常勤講師）* 貫 井 隆（社会学部非常勤講師）*

*2021 年度賛助会員

令和 4 年 6 月 30 日 発行

編 集 『龍谷大学社会学部紀要』委員会
協 和 印 刷 株 式 会 社

発 行 者 龍 谷 大 学 社 会 学 部 学 会
〒520-2194 大津市瀬田大江町横谷 1-5
電話 (077)543-5111(代)

Bulletin
of
the Faculty of Sociology
Ryukoku University
(SHAKAIGAKUBU-KIYO, RYUKOKU DAIGAKU)

No. 61

2022

CONTENTS

Article

The Importance of the Universal Pension System and Guaranteeing the Pension Rights
of Older Persons and Persons with Disabilities (3):

The Unconstitutionality of the 2012 Pension Amendment Act.....TANAKA Akihiko (1)

Note

The Birth of the Discourse over “*Furyo-Shounen* (Juvenile Delinquents)”Tetsuji Yamamoto (24)

Translation

Emil Lederer, Emy Lederer Seidler, “Japan-Europa” (der dritte Kapitel)Tetsuo Funaki (36)
Takashi Nukui

Published by
THE ASSOCIATION OF FACULTY OF SOCIOLOGY
RYUKOKU UNIVERSITY
OHTSU, SHIGA, JAPAN